第十六回国会 参議院電気通信委員会会議録第三号

昭和二十八年六月二十四日（水曜日）午前十時三十四分開会

出席者は左の通り。

委員長	左藤　義詮君	
理事	島津　忠彦君	
委員	新谷寅三郎君	
	小林　孝平君	
	山田　節男君	
	三浦　義男君	
国務大臣	郵政大臣	塚田十一郎君
政府委員	郵政省電気通信監理官	庄司　新治君
	郵政省電気通信監理官	金光　昭君
事務局側	常任委員会専門員	後藤　隆吉君
	常任委員会専門員	柏原　榮一君

本日の会議に付した事件

○公衆電気通信法案（内閣送付）

○有線電気通信法案（内閣送付）

○有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案（内閣送付）

○委員長（左藤義詮君） 只今より委員会を開会いたします。

有線電気通信法案、公衆電気通信法案、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案を一括議題といたします。

先ず右三法案の提案理由の説明を求めます。

○国務大臣（塚田十一郎君） その前にちょっと御了承を得まして、先般所管業務の報告をいたしました際の補足を若干させて頂きたいと思います。

先般当委員会において所管業務の概要を御説明申上げましたが、その際には未だ日本電信電話公社の二十八年度本予算案が決定しておりませんでしたが、その後同予算案が決定いたしましたので、この機会にその概要について御説明申上げます。

同公社の二十八年度予算は、損益、建設等五勘定に分れますが、各勘定間の振替による重複額を控除した純計額は、収入支出とも一千一百四十三億余円でありまして、前年度に比較して一百六十六億余円の増加となります。

主要勘定について申上ますと、先ず損益勘定におきましては、収入支出とも九百四十九億余円で、昨年度に比し、一百九十四億余円の増であります。その収入の増加額のうち、一百三十四億円は通信料金改訂によるものであります。

この料金改訂による増収分は、老朽施設に対する特別償却等の経常損費に約五十八億円、建設改良工事費財源として資本勘定へ繰入七十六億円とに充当されます。

建設勘定としましては、収入支出とも四百六十一億円でありますが、この資金は損益勘定より資本勘定を通して繰入れられます額が、減価償却費一百九十一億円を含めまして二百六十七億円余、電信電話債券発行によるものが公募債券額七十五億円を含めまして一百二十三億円、その他設備負担金等によりまして七十一億円であります。この資金を以て電信電話拡充五ヶ年計画の第一年度として電話加入者十四万、市外電話回線十八万キロメートル、電話分局開始九局等の建設を主とする工程を予定いたしております。

以上を通じまして従来の電気通信関係の予算と異なつております点を申上げますと、従来は施設の整備拡張の財源の大宗は毎年の財政資金に頼つており、又減価償却もその必要額を計上し得なかつたのでありますが、今後は、電信電話債券の発行による民間からの資金調達と相待つて、今回の料金改訂により、適正な減価償却費の計上、事業収入よりの繰入金等を以て現有施設の維持と建設改良の主たる財源とすることにしたことであります。

以上簡単でございますが、公社予算案の概要についての説明を終ります。

次に、只今議題となりました有線電気通信法案、公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案の提案理由を御説明いたします。

この三法案につきましては、去る第十五回特別国会に提出し、審議未了となつたものでありますが、前国会衆議院において修正せられた事項を改めると共に、減価償却費の不足及び設備拡充資金の一部を補うため料金別表に必要な改訂を加え再提出いたしたのであります。

現在電気通信に関する法律としましては、有線の私設電信電話を監督規律すると共に公衆電気通信の業務を規律するものとしての電信法があり、無線に関する電信電話の設備並びに運用を監督規律するものとして電波法があり、日本電信電話公社による電気通信設備の建設及び保存のための土地の使用については電信線電話線建設条例があり、電信電話の料金については、電信電話料金法があるのでありますが、これらの法律につきましては、電波法、電信電話料金法を除きましては、明治中期に制定せられて以来、長年月の間殆んど据え置かれているのでありまして、これを現在の実情に沿うよう改正することとし、有線電気通信設備の設置に対する監督法規として有線電気通信法を、公社又は国際電信電話株式会社が提供する電信電話サービスに関する基本的事項を規定すると共に公社がその電気通信設備を建設保全するため必要とする土地の使用に関する事項を併せて規定するため公衆電気通信法を、又、これらの二つの法律を施行するため必要な経過規定その他関係法律の改正を行うためこれら二つの法律の施行法を制定しようとするものであります。

次に、法案に規定してあります主な内容について申上げます。

先ず有線電気通信法案につきましては、第一は、電気通信の利便を広くするため、有線電気通信設備の設置及び使用についてはでき得る限り自由にすることを建前とし、ただ公社又は会社が行う公衆電気通信業務の独占を侵されることのないようにするため、公社又は会社以外の者が有線電気通信設備を設置し、又は使用するについて次のような制限を設けております。先ず有線電気通信設備の設置については、一人の専用に供するものは、自由でありますが、二人以上の者が共同して設置することは、公社又は会社の業務の独占の侵害となる虞れのない特定の場合に限り、これを認めることとし、又他人の設置した有線電気通信設備との接続につきましても、共同設置と同様の取扱をすることとしております。又公社又は会社以外の者の設置した有線電気通信設備については、その設備を用いて他人の通信を媒介し、その他、他人の通信の用に供することを業とすることを制限しておりますが、社会経済生活の実情に即応させるようにするため、前に申上げました他人の設備と接続を認める場合において相互に接続するとき、その他の法律において別段の規定がある場合等において認めることといたしております。

第二としては、行政簡素化並びに有線電気通信設備の設置者の手数を簡略化する趣旨から、届出、報告等の手続は必要最小限度といたしますと共に、有線電気通信設備の設置及び使用に関する規律の保持についてもできる限り設置者の自律に待つ建前をとり、許可事項は極力少くしたのでありますが、技術基準について指導する必要があるものについては、原則として工事の開始前に届出を要することとしております。

第三に、他人の設置した有線電気通

信設備に漏話雑音等の妨害を与えないようにするため、又人体又は物件に損傷を与えないようにするため、設備の設置及び保存上必要な技術的条件として必要最小限度の基準を定め、若しこの基準に適合しないために、他人の設備に妨害を与え、又は人体若しくは物件に損傷を与えると認める場合においては、郵政大臣はその設備の使用の停止又は改修を命ずることができることとしております。

次に、公衆電気通信法案について申上げます。

法案は第一章から第八章までに分れておりまして、第一章は総則でありまして、このうち、現行制度と異なる主なる改正事項といたしましては、第一点として、従来日本国有鉄道、船舶等の私設の電気通信設備の設置者に対し、主務大臣の供用命令により電報事務の一部を取扱わせていたのを改め、郵政省が取扱う場合と同様、事務の委託によることとし、その他必要と認める場合においては、他の者にも広く電報、電話の事務の一部を委託することができることといたしました。第二点といたしましては、国際電信電話株式会社が行う国際電気通信業務の範囲を政令で明定することとし、公社は右の政令で定める業務以外の国際通信業務を行い、両者の業務範囲が重複しないようにしておるのであります。これら末端の業務につきましては、両者はその重要なる事項について、郵政大臣の認可を受けて相互に事務の委託ができるようにしております。

第二章は電報に関する規定でありまして、電報の種類、伝送及び配達の順序等を規定しておりまして、官報、私報の区別をなくしたほかは、現在の取扱と殆んど相違はありません。

第三章は電話に関する規定でありまして、現行制度と異なる重要な改正事項としましては、先ず、普通加入区域外に加入電話を設置するときは、新設に要する費用について現在は設備料として実費の料金を徴収しているのを改めまして、その負担の合理化を図ることとしたこと、次に加入電話の種類として現在の単独電話及び共同電話の外に甲種増設電話機、いわゆるP・B・Xを加えたこと、加入電話の利用関係を私法上の契約関係であることを明定したこと、又「電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令」の失効に伴い電話加入権の譲渡は自由となりましたが、投機的な加入申込を抑制するため電話加入権を譲渡した者がその加入電話と同一加入区域内において、一年以内に加入申込をしたときは、その加入申込については事実上承諾できないこととすることであります。

第四章は公衆電気通信設備の専用についての規定であります。

第五章は料金に関する規定であります。現在各種サービスに対する料金は、すべて法律を以て定められているのでありますが、これを改め、主要な料金は法律で定め、その他の料金は、公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定めることといたしております。なお、現在料金の滞納の場合は、国税滞納処分の例によつて徴収することができることとなつているのでありますが、今後はすべて一般の民事上の手続によつて取立てることに改めました。なお、料金の改訂につきましては、後ほど御説明申上げます。

第六章は土地の使用に関する規定でありまして、公社において、公衆電気通信業務の用に供する線路、空中線及びこれらの附属設備を設置するため、他人の土地等を使用する必要があり、且つ適当であるときは、土地収用法によらないで、この章に規定する手続に従い使用権を設定できることとし、別に政令で定めるところにより対価を支払うこととといたしております。又他人の土地の一時使用立ち入り、植物の伐採等をなし得る旨を規定しておりますが、これによつて生じた損失に対しては、適正な方法で適正な補償をすることといたしております。

第七章は雑則でありまして、現行制度と異なる主要な事項としましては、構内交換電話の交換設備、内線電話機又は専用設備の端末機器の設置、保存については、現在、原則として公社の独占とし特別の場合に限り、加入者又は専用者の自営を認めているのでありますが、利用者の要望等に鑑み、今後は公社が行うほか加入者又は専用者が自由に建設、保存を行うことを認めることといたしました。但し、この場合において、これらの設置について公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合することを要し、且つ、郵政省令で定めるところにより交換設備の種類に応じた資格を有する工事担任者によつて建設、保存を行わせることとしております。又現在においては、電信電話サービスを提供すべき場合において提供しなかつたため利用者に損害を与えたときには、一切その損害を賠償しないことになつておりますが、これを改めまして、その損害が、不可抗力及び利用者の故意過失によつて生じた場合を除いて、一定の場合に一定額の限定賠償をすることといたしております。

第八章は罰則に関する事項を規定しておりますが、公社又は会社の業務法規である建前上極力罰則は少くし、この法律の実施を確保するため必要なもののみを規定しております。

次に料金改訂について申上げます。

我が国の電信電話事業の当面している最大問題は、拡張資金の不足のため、積滞している尨大な電話需要を充足することができないこと、投下資本の維持が不十分であるためそのサービスが低下していることにあります。このためには、設備拡張に要する資金を確保し、安定した長期計画を遂行すると共に資産の健全なる維持を図るため必要な償却費を計上し、老朽施設の徹底的取替を行うことが肝要であります。この要請を満たすため一面公社をして必要経費を極力節約し、経営の合理化を推進せしめることは勿論でありますが、他面上記所要資金の一部を賄うため止むを得ず本年八月一日より約二五%の増収を図るため所要の電信電話料金の値上げを行うこととといたしたのであります。

その概要を申し上げますと、先ず内国電報については、現在多額の赤字を生じており、給与ベースの改訂に伴い、ますます〳〵その傾向が増大いたしまするので、相当大幅の値上げを行う必要があるのでありますが、今回は最小限度の値上げにとどめることとし、市外電報の基本料現行十字まで五十円を六十円に改正し、異加料その他の電報料は据え置くこととといたしております。

次に市内電話料金につきましては、度数制局は市内通話一度数ごとに現在の五円を十円に値上げすると共に、基本料について最低度数制を採用し、一カ月六十度数までの通話度数料は基本料に含めることとし、これに伴い度数制局における事務用と住宅用の区別を廃止することとし、定額制局における使用料は度数制局の料金との均衡を考慮して平均二七%の値上げを行うこととといたしました。なお、度数制局における度数料及び基本料の合計は平均約五割の値上げと相成ります。附加使用料、加入料及び装置料につきましては据え置くこととといたしました。

次に、市外通話料については、現在近距離区間における料金が相当原価を割つておりますので、これを経費に対応する合理的な料金に是正するという見地からこの際この区間の料金値上げを行うこととし、現行の待時区間の最低料金七円を十円とし三百八十キロまでの区間についてそれ〳〵十円ずつの値上げを行い、これを越える区間については据え置くこととといたします。又即時、準即時区間の料金は現行待時区間の普通通話料の約五割増となつていますが、C・L・R方式等の採用を考慮して五乃至八割増とすることといたしております。又、市外専用電話料については、市外通話料の値上げに伴う値上げのみとし、市外通話料に対する倍率は変更いたしません。

最後に、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法について申上げます。

前に申上げました有線電気通信法及び公衆電気通信法の施行期日を八月一日と定め、又これらの法律の施行に伴いこれらの法律に吸収せられる電信線

電話線建設条例、電信法及び電信電話料金法の三法を廃止し、これらの法律の廃止に伴い必要な経過規定を規定しております。このうち、主な事項といたしましては、明治三十九年から大正八年までの間に五円乃至十五円を納付して今日に至るまで電話の設置をみないものが原簿上約十二万あるのでありますが、この際これらの権利の帰属を確定整理して、成るべく速かに架設して行くこととしたことであります。

なお、有線電気通信法及び公衆電気通信法の施行に伴い電話設備費負担臨時措置法、電波法、海底線保護万国連合条約罰則等の関係法令を改正することといたしております。

以上誠に簡単でありますが、有線電気通信法案等の三法案の提案理由及びその内容の概略を説明申上げた次第でありますが、何とぞ十分御審議の上、速かに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(左藤義詮君)　三法案の内容説明聴取及び質疑は次回に行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(左藤義詮君)　御異議ないと認めましてさよう決定いたします。この三法案につきまして何か資料の御要求がございましたら……。

○山田節男君　公衆電気通信法で今度料金が引上げになるというようなことを新聞で聞いておりますが、そういうことになれば、前の一割引上げですか、一割五分ですか、今度二割五分かの引上げになれば、その具体的な根拠、これを数字で一つお示し願いたい、そういう資料を次回までに一つ……。

○委員長(左藤義詮君)　よろしうございますね。次までに山田委員の御要求の御準備を願います。

○国務大臣(塚田十一郎君)　只今の御要求の一部分は、本日お手許に差上げましたものの中にもあるはずですが、御検討下さいまして、又……。

○新谷寅三郎君　これはできるかできないか知りませんが、必ずしもこの法律案に直接関係はないかも知れませんが、国際的な海底線ですね、この海底線の処理の問題は前から問題になつてまだ引つかかつているんじやないかと思うのです。ほかの国と交渉中のものもありましようし、いろ〳〵種類によつて違うと思いますが、主な対外ケーブルの所有権問題、規則がどうなつているか、極く概略資料としてお出し願つたら結構かと思います。

○国務大臣(塚田十一郎君)　承知いたしました。

○山田節男君　さつき私お願いした資料の、二五%増収を図るという内訳がここに出ているのですが、この数字はわかつておりますが、それによつて電話施設その他の施設の改善といいますか、そういう案ですね、これによつて賄うという、借上げによつて新らしく充実するというか、拡充するというか、そういう部面の数字なり項目をお示し願えれば結構だと思います。

○国務大臣(塚田十一郎君)　承知いたしました。

○山田節男君　それから増収二五%の数字はここに出ておりますから、それは要求しません。

○国務大臣(塚田十一郎君)　承知いたしました。

○山田節男君　今日は電気通信のこの三法案だけの委員会だと思うのですが、当委員会として勿論この問題以外に郵政大臣管轄下にあるテレビジョンの問題とか、その他の予算外の問題で相当当面しておる問題があるのじやないかと思います。これは今日でなくてもよろしうございますが、この法案はすでに大要の審査は前国会でやつたわけでありますが、併し新らしく本国会で御審議願う以上は、又新らしく逐条説明も必要ですが、それと並行して、期日もあることでありますから、そういう当面しておる、郵政省の管轄しておる電気通信問題に対しての政府当局、それに関係方面のいろ〳〵な意見を一応聞いた上で頭を整理する必要があるのじやないか、かように考えておりますので、今日の委員会はこれで散会することに異議ありませんが、次回或いはその次の委員会等において、そういう機会を一つ与えられるようにお願いしておきます。

○委員長(左藤義詮君)　山田委員の適切なお話がありましたが、取りあえず明後日国産電気機器の問題について、保安庁や通産省或いは郵政省の電気通信研究所長等を呼んで、先ずその問題から一つ解決したいと存じております。順次そういう問題に入つて行きますようにいたしたいと思います。

では本日はこれで散会いたします。

午前十時五十七分散会

五月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、奈良県治道村の電話地区変更に関する請願(第六号)

第六号　昭和二十八年五月十八日受理

奈良県治道村の電話地区変更に関する請願

請願者　奈良県添上郡治道村長　澤田忠二外一名

紹介議員　新谷寅三郎君

奈良県治道村は、農産物の主産地でその供出および共同販売ならびに中小商業者の取引関係と、加えて大阪市に事業所を有する業者の事業関係等電話架設の必要を痛感しているが、村内の大部分は特別地区および一部地区外である関係上設備費ならびに維持費が普通地区に比較し高額となるため電話の架設が停滞している状態であるから、本村の電話地区を隣接町村同様普通地区に変更されたいとの請願。

六月六日本委員会に左の事件を付託された。

一、大阪テレビジョン放送開始促進に関する陳情(第四一号)

第四一号　昭和二十八年五月二十九日受理

大阪テレビジョン放送開始促進に関する陳情(二通)

陳情者　大阪市東区京橋三ノ五七ノ一近畿ラジオ電器協会内　松下幸之助外二名

本年二月一日を期しNHK東京テレビの正式放送が開始され、次いで大阪の正式放送も十月開始の予定が発表されたが、近畿地区の受像機所有者数は東京地区に比し大差なく、また大阪地区におけるテレビ受像機生産界は次第に充実し、いまや全国に冠絶せる生産能力を備えるに至り、このままにしては、その生産が需要に過ぎる状態になるから、早急に大阪中央放送局からテレビジョンの正式放送ができるよう措置せられたいとの陳情。

六月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、鹿児島、鹿屋両市間に超短波無線電話線電話設置の請願(第七六六号)

一、鹿児島県下の電気通信施設整備改善に関する請願(第七六七号)

第七六六号　昭和二十八年六月十一日受理

鹿児島、鹿屋両市間に超短波無線電話設置の請願

請願者　鹿児島県鹿屋市長　兒島靜男

紹介議員　西郷吉之助君

鹿児島県鹿屋市地方は交通機関がはなはだしく不備であるため県下唯一の政治、経済、文化の中心都市鹿児島市へは専ら電話連絡にたよつている現情である。しかし、当地方は台風通過地であるため、一昨年のルース台風の際は陸上ならびに海上交通はと絶し、通信機関は破壊され、陸路九十キロ余を徒歩にて連絡した状態であるから、台風時における通信と絶に備えるとともに今後の当地区における通信網の拡充に備えるため鹿屋市、鹿児島市間を連絡する超短波無線電話を設置せられたいとの請願。

第七六七号　昭和二十八年六月十一日受理

鹿児島県下の電気通信施設整備改善に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂
紹介議員　島津　忠彦君

鹿児島県下における電気通信施設は、戦時中の荒廃を次第にとりもどし漸次整備の域に向いつつあるが、これが他府県の状況と比較するときなおいちじるしいそん色を示し全国的水準には程遠いものがあり、加うるに本県の経済振興上多大の期待を寄せている国土総合開発の一環たる大隅開発の事業、尾久島の電源開発、南西諸島との貿易、鴨池空港の開設予定等とも関連し電気通信施設の整備改善はいよいよその重要性を加えつつあるから、本県下の電気通信施設の整備改善を図られたいとの請願。

六月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、公衆電気通信法案
一、有線電気通信法案
一、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案

公衆電気通信法案
公衆電気通信法

目次

第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　電報（第十三条―第二十四条）
第三章　電話（第二十五条―第五十五条）
第四章　公衆電気通信設備の専用（第五十六条―第六十七条）
第五章　（料金第六十八条―第八十条）
第六章　土地の使用（第八十一条―第百四条）
第七章　雑則（第百五条―第百九条）
第八章　罰則（第百十条―第百十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社が迅速且つ確実な公衆電気通信役務を合理的な料金で、あまねく、且つ、公平に提供することを図ることによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律及びこの法律に基く命令の規定の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。

一　電気通信　有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること。

二　電気通信設備　電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備

三　公衆電気通信役務　電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。

四　公衆電気通信設備　もつぱら公衆電気通信役務を提供するための電気通信設備

五　公衆電気通信業務　公衆電気通信役務を提供する業務

（利用の公平）

第三条　日本電信電話公社（以下「公社」という。）、第七条又は第八条の規定により公衆電気通信業務を委託された者及び第四十一条第二項の契約を公社と締結した者並びに国際電信電話株式会社（以下「会社」という。）及び第九条の規定により国際電気通信業務を委託された者は、公衆電気通信役務の提供について、差別的取扱をしてはならない。

（検閲の禁止）

第四条　公社又は会社の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

（秘密の確保）

第五条　公社又は会社の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2　公衆電気通信業務に従事する者は、在職中公社又は会社の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

（業務の停止）

第六条　公社又は会社は、天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合において、重要な通信を確保するため必要があるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公衆電気通信業務の一部を停止することができる。

（公衆電気通信業務の委託）

第七条　公社は、電報の受付、伝送若しくは配達（電話による送達、着信の場所における交付その他配達に準ずる行為を含む。以下同じ。）、電話の加入に関する事務、電話の通話の取扱若しくは交換又は公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務を郵便局において行うことが適当であるときは、これを郵政大臣に委託することができる。

第八条　公社は、前条の規定による委託をすることができないときは、左の各号に掲げる事務をそれぞれ各号に掲げる者に委託することができる。

一　有線電話通信法（昭和二十八年法律第　号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備であつて、公衆電気通信設備以外のもの（以下「私設有線設備」という。）を設置している者又は電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の規定により無線局を開設している者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、その電気通信設備を利用して取り扱う電報の受付、伝送若しくは配達、電話の通話の取扱若しくは交換又は公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務

二　電報又は電話に関する現業事務を取り扱う公社の事業所からの距離が遠い地域に住所、居所又は事務所を有する者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、電報の受付、伝送若しくは配達、電話の通話の取扱又は公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務

三　電報に関する現業事務を取り扱う公社の事業所の近傍に住所、居所又は事務所を有する者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、電報の配達に関する事務又はその事務に係る電報に関する料金の収納に関する事務

四　日本銀行又は日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十七条第一項但書の規定により公社が現金を預け入れることができる金融機関にあつては、公衆電気通信役務の料金の収納に関する事務

五　会社にあつては、公衆電気通信役務の取扱に関する事務の一部又はその役務の料金の収納に関する事務

六　前各号に掲げるものの外、公社が郵政大臣の認可を受けて定める条件に適合する者にあつては、公衆電気通信役務の取扱に関する事務の一部又はその役務の料金の収納に関する事務

第九条　会社は、国際電気通信役務に属する電報（以下「国際電報」という。）の受付、伝送若しくは配達、国際電気通信役務による通話（以下「国際通話」という。）の取扱若しくは交換又は国際電気通信役務の料金の収納に関する事務を他の者に委託することができる。

第十条　公社は、第八条第五号の規定により会社に国際電気通信業務を委託しようとするときは、その契約の内容たる重要な事項であつて、郵政省令で定めるものについて、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の規定は、会社が前条の規定により公社に国際電気通信業務を委託する場合に準用する。

（国際電気通信業務）

第十一条　国際電気通信業務に関し条約に別段の定があるときは、そ

の規定による。

第十二条　会社が行うことができる国際電気通信業務は、政令で定める。

2　公社が行うことができる国際電気通信業務は、前項の政令で定めるもの以外のものとする。

第二章　電報

（電報の種類）

第十三条　電報の種類は、左の通りとする。

一　通常電報　特別電報以外の電報

イ　報道電報　政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、若しくは論議することを目的としてあまねく発売される日刊新聞紙であつて、その発行部数が公社が定める数以上であるものに掲載し、又は放送事業者（電波法の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）が放送をするためのニュース又は情報（広告を除く。以下単に「ニュース」という。）を内容とする電報であつて、その日刊新聞紙を発行する新聞社（以下単に「新聞社」という。）若しくは放送事業者又はこれらにニュースを供給することを主たる目的とする通信社（以下単に「通信社」という。）の機関相互間のもの（ロからニまでに掲げるものを除く。）

ロ　報道無線電報　船舶、航空機その他の交通機関に開設される無線局により送信されるニュースを内容とする電報であつて、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間のもの

ハ　同報無線電報　国の機関又は新聞社若しくは通信社が公務に関する事項又は政治、経済、文化その他公共的な事項に関する報道を、一月以上の期間を通じ毎日、公社が定める数以上の同じ受取人にあて、又は航行中の同じ船舶若しくは航空機にあて発信する電報であつて、無線の方式により伝送されるもの

ニ　その他利用者の範囲又は利用の条件が特定される電報であつて、公社が定めるもの

2　公社は、前項第二号イの規定により日刊新聞紙の発行部数を定めようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

（電報の伝送及び配達の順序）

第十四条　電報は、左の順序によりその伝送及び配達をするものとする。

一　至急電報

二　普通電報

三　翌日配達電報

2　前項の規定により順序が同一である電報相互間の順序は、その受付又は受信の先後によつて定める。

3　翌日配達電報は、その受付の日には、配達をしないものとする。

第十五条　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は、前条の規定にかかわらず、他の電報に先だつて伝送及び配達をする。

第十六条　前条に定めるものを除く外、公共の利益のため緊急に通報することを要する事項で公社が定めるものを内容とする電報であつて、公社が定める者相互間のものは、第十四条の規定にかかわらず、他の電報（前条に規定するものを除く。）に先だつて伝送及び配達をする。

2　公社は、前項の規定による定をするには、あらかじめ、その基準について郵政大臣の認可を受けなければならない。

（通常電報の種類）

第十七条　通常電報（翌日配達電報たるものを除く。）は、左の二種に区別する。

一　市内電報　その電報を受け付ける電報取扱局（電報に関する現業事務を取り扱う公社の事業所並びに第七条の規定により電報に関する事務を委託されている郵便局及び第八条第一号、第二号、第五号又は第六号の規定により電報に関する事務を委託されている者をいう。以下同じ。）の配達区域（その電報取扱局が配達区域を有しないときは、その所在の場所を配達区域に含む他の電報取扱局の配達区域）内又はその所在する市町村の区域内にある者にあてる電報

二　市外電報　前号以外の電報

2　前項第一号の適用に関しては、特別区の存する区域は、一の市の区域とみなす。

（特殊取扱）

第十八条　発信人は、その発信する電報について、照合（電報の伝送又は電気通信設備による電報の受付若しくは送達に当り、照合する取扱。以下同じ。）その他の特殊の取扱であつて、公社が定めるものを請求することができる。

（配達先）

第十九条　電報は、あて名に記載された場所に配達をするものとする。但し、公社又は会社が定めるところに従い、あらかじめ自己にあてた電報を配達すべき場所を指定した者にあてた電報は、その指定した場所に配達をする。

2　電報取扱局（電報に関する現業事務を取り扱う会社の事務所及び第九条の規定により電報に関する事務を委託されている者を含む。以下この章において同じ。）からの交通が著しく困難であつて、公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める地域内の場所をあて名に記載した電報は、前項の規定にかかわらず、配達電報取扱局に留め置き、受取人が来るのを待つて交付することができる。

（正当の配達）

第二十条　この法律に規定する手続を経て電報の配達をしたときは、正当の配達をしたものとみなす。

（免責）

第二十一条　公社又は会社は、その責に帰することができない事由により電報の配達をすることができない場合において、その旨を発信人に通知したときは、配達の責を免かれるものとする。但し、第七十八条第一項第一号の規定の適用を妨げない。

（誤配達の電報）

第二十二条　電報の誤配達を受けた者は、すみやかに電報取扱局にその電報を返し、又はその旨を通知しなければならない。

2　公社又は会社は、前項の規定による電報の返付又は通知のため通常要すべき費用を補償しなければならない。

（取扱の停止及び契約の解除）

第二十三条　公社又は会社は、月額若しくは年額をもつて料金が定められている電報の利用者又は電報の料金について後払の取扱を受けている者がその料金の支払を怠つたときは、料金の支払があるまで、その者について、その電報の取扱を停止し、又はその電報の取扱の契約を解除することができる。

2　公社又は会社は、電気通信設備による受付をした電報の発信人がその料金の支払を怠つたときは、料金の支払があるまで、その者について、その電気通信設備による電報の受付をしないことができる。

（国際電報）

第二十四条　第十三条から第十八条までの規定は、国際電報については、適用しない。

2　国際電報と国際電報以外の電報との間の伝送及び配達の順序は、公社及び会社が郵政大臣の認可を受けて定める。

第三章　電話

（電話の種類）

第二十五条　その交換に関する事務が電話取扱局（電話に関する現業事務を取り扱う公社の事業所並びに第七条の規定により電話の交換に関する事務を委託されている郵便局及び第八条第一号、第五号又は第六号の規定により電話の交換に関する事務を委託されている者をいう。以下同じ。）によつて行われる電話（船舶、航空機その他の交通機関に設置する無線電話及び公社が業務上の必要により設置する電話を除く。）は、左の通りとする。

一　加入電話　公社と特定の者との契約により設置する電話

二　公衆電話　加入電話以外の電話

（加入電話の種類）

第二十六条　加入電話は、その電話回線並びに電話回線に接続する電話機（第三十六条に規定する附属的なものを除く。以下この条において同じ。）及び交換設備により、左の三種に区別する。

一　単独電話　一個の電話機及びこれと電話取扱局の交換設備との間の電話回線からなるもの

二　共同電話　二個以上の電話機及びこれらと電話取扱局の交換設備との間の共通に使用される部分を有する電話回線からなるもの

三　構内交換電話　交換設備及びこれにより接続される電話機並びにその交換設備と電話取扱局の交換設備との間の電話回線からなるもの

2　単独電話及び共同電話にあつては、その電話機の数をもつて、構内交換電話にあつては、その交換設備と電話取扱局の交換設備との間の電話回線の数をもつて、加入電話の数とする。

3　共同電話の種類は、その電話機の数により、公社が定める。

（加入契約）

第二十七条　公社との間に、加入電話の設置を受け、これにより公衆電気通信役務の提供を受ける契約（以下「加入契約」という。）を締結することができる者は、一の加入電話につき一人に限る。

（加入電話の電話機等の設置場所）

第二十八条　単独電話若しくは共同電話の電話機又は構内交換電話の交換設備（以下「構内交換設備」という。）の設置の場所は、これを接続する構内交換設備が設置される場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分。以下同じ。）又はこれに準ずる区域（その区域が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分。以下同じ。）でなければならない。

4　前項の規定は、第四十一条第二項の契約の条項に従つてその契約に係る内線電話機を設置するときは、適用しない。

（加入区域）

第二十九条　公社は、その区域内における加入電話の設置についての加入契約の申込（以下「加入申込」という。）を承諾すべき区域を指定しなければならない。

2　公社は、前項の規定による指定をした場合において、必要があると認めるときは、同項の規定により指定した区域（以下「普通加入区域」という。）について、その区域外であつても、別に公社が定める額の料金の支払があることを条件として加入申込を承諾する区域を指定しなければならない。

3　公社は、前二項の規定による指定をするに当つては、一の区域ごとにその地域の社会的経済的の諸条件、行政区画、加入電話の需要及び供給の見込並びに公衆電気通信役務を提供するに要する原価を考慮しなければならない。

4　普通加入区域及び第二項の規定により指定した区域（以下「特別加入区域」という。）内の加入電話は、当該普通加入区域内の電話取扱局（当該区域内に二以上の電話取扱局があるときは、公社が指定するもの）に収容するものとする。但し、業務の遂行上支障がなく、且つ、特に必要があると認められる場合において、別に公社が定める額の料金の支払があるときは、他の普通加入区域内の電話取扱局に収容することを妨げない。

（加入申込の承諾）

第三十条　公社は、公社の予算の範囲内においては、普通加入区域及び特別加入区域（以下「加入区域」と総称する。）内における加入電話の設置についての加入申込並びに加入区域外における加入電話の設置についての加入申込（その設置が業務の遂行上支障がないと認められるものであつて、別に公社が定める額の料金の支払があるものに限る。）の全部を承諾しなければならない。

2　公社は、公社の予算の範囲内においては、前項に規定する加入申込の全部を承諾することができないときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公共の利益のため必要な加入電話に係る加入申込を優先的に承諾しなければならない。

3　公社は、加入申込に係る加入電話による通話が著しく少いと認めるとき、又は加入申込に係る共同電話による通話が著しく多いと認めるときは、その加入申込に係る加入電話の種類（共同電話の種類を含む。以下同じ。）を変更することを条件として、その加入申込を承諾することができる。

4　加入区域外の加入電話を収容すべき電話取扱局は、公社が指定する。

第三十一条　公社は、左に掲げる場合は、加入申込を承諾しないことができる。

一　加入申込に係る加入電話の設置のため必要な公衆電気通信設備の新設、改造又は修理が技術上著しく困難であるとき。

二　加入申込をした者が電話に関する料金の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき。

三　加入申込をした者が加入申込の日前一年以内にその加入申込に係る加入区域内の電話取扱局に収容されていた加入電話に係る電話加入権（加入者が加入契約に基いて加入電話により公衆電気通信役務の提供を受ける権利をいう。以下同じ。）を譲渡した者であるとき。

（普通加入区域外の加入電話の特別負担）

第三十二条　公社は、特別加入区域内又は加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつたときは、その加入電話の設置のため普通加入区域外において新たな線路を設置するための費用であつて、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い計算したものを負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

2　前項の規定による負担であつて、二以上の加入電話の設置のた

め同一の線路を新たに設置する場合におけるその線路に係るものは、その加入電話の加入申込をした者が共同して負担するものとし、その各別の負担額は、線路の利用の割合を考慮して公社が定める。

3　公社は、特別加入区域内又は加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつた場合において、第一項の規定による負担をさせて設置した線路（設置の後五年以上経過したものを除く。）の全部又は一部を利用してその加入電話の設置を行うことが経済的であると認めるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、その線路について同項の規定により負担させた額（当該電話取扱局に収容される加入電話に係る加入者でなくなつた者に負担させた額を除く。）の一部を負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

4　公社は、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、加入申込をした者が前項の規定により負担した額を、その線路について既に第一項又は前項の規定による負担をした者（当該電話取扱局に収容される加入電話に係る加入者でなくなつた者を除く。）に返還しなければならない。

5　公社が業務の遂行上支障がないと認めるときは、加入申込をした者は、第一項又は第三項の規定により負担する額のうち物件又は労務の費用の額に相当する部分については、物件又は労務の提供をもつてその支払に代えることができる。

（加入電話の種類の変更等）

第三十三条　加入者は、公社が定める条件に従い、加入電話の種類の変更、構内交換設備若しくは内線電話機の増設若しくは変更又は加入電話の電話機若しくは構内交換設備の移転（その加入電話の設置の場所と同一の構内（内線電話機については、同一の構内又はこれに準ずる区域）に限る。）若しくは一時撤去を請求することができる。

2　公社は、共同電話による通話が著しく少いと認めるとき、又は共同電話による通話が著しく多く、その共同電話の電話回線による他の加入者の通話に著しく支障を及ぼすと認めるときは、その共同電話につき加入電話の種類を変更することができる。

3　前条の規定は、特別加入区域内又は加入区域外において、第一項の規定による加入電話の種類の変更の請求があつた場合に準用する。

（設置の場所の変更）

第三十四条　加入者は、公社が定める条件に従い、その加入電話が収容されている電話取扱局の加入区域内の場所又はその加入区域外であつて加入電話の設置が業務の遂行上支障がないと認められる場所に、加入電話の設置の場所を変更すべきことを請求することができる。

2　第三十二条の規定は、特別加入区域内又は加入区域外の場所に変更することに係る前項の規定による請求があつた場合に準用する。

（準用規定）

第三十五条　第三十条第一項及び第二項の規定は、前二条の規定による請求があつた場合に準用する。

（附属機器の設置）

第三十六条　加入者は、公社が定める条件に従い、その加入電話について、転換器により加入電話の電話回線に接続する電話機その他の附属機器であつて、公社が定めるものの設置を請求することができる。

（加入電話設備の修理又は復旧）

第三十七条　公社は、加入電話の設備に障害を生じ、又はその設備が滅失したときは、すみやかに、これを修理し、又は復旧しなければならない。

2　第三十条第二項の規定は、滅失した加入電話の設備を前項の規定により復旧する場合に準用する。

（電話加入権の譲渡等）

第三十八条　電話加入権の譲渡は、公社の承認を受けなければ、その効力を生じない。

2　公社は、前項の承認を求められたときは、電話加入権を譲り受けようとする者が電話に関する料金の支払を怠り、又は怠るおそれがあるときでなければ、その承認を拒むことができない。

3　電話加入権の譲渡があつたときは、譲受人は、加入者の有していた一切の権利及び義務を承継する。

4　電話加入権は、質権の目的とすることができない。

第三十九条　加入者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、加入者の地位を承継する。

2　前項の規定により加入者の地位を承継した者は、承継の日から六月以内にその旨を公社に届け出なければならない。この場合において、相続により加入者の地位を承継した者が二人以上あるときは、そのうちの一人を代表者と定め、これを届け出なければならない。

3　前項後段の規定による代表者の届出がないときは、公社が代表者を指定するものとする。

4　前二項の代表者の変更は、公社に届け出なければ、その効力を生じない。

5　代表者は、公社に対して加入者を代表する。

（電話加入原簿）

第四十条　公社は、郵政省令で定めるところにより、電話加入原簿を備え、電話加入権に関する事項を登録しなければならない。

2　利害関係人は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める手数料を支払つて、電話加入原簿に記載した事項の証明を請求することができる。

（他人使用の制限）

第四十一条　加入者は、その加入電話により他人に通話をさせるときは、加入者が構内交換設備に接続される内線電話機の一部により他人に通話をさせるための契約を公社と締結した場合において、その契約の条項に従つてその他人に通話をさせるときは、適用しない。

（通話の停止及び加入契約の解除）

第四十二条　公社は、加入者が左の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めてその加入電話の通話を停止し、又は加入契約を解除することができる。

一　この法律の規定に違反したとき。

二　電話に関する公社の業務の遂行又は公社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為であつて、郵政省令で定めるものをしたとき。

2　公社は、前項の規定により加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、加入者又はその代理人の出席を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、公社の指定する職員に聴聞をさせなければならない。

第四十三条　会社は、加入者が国際通話の料金を支払わないときは、その料金が支払われるまで、その加入電話による国際通話を取り扱わないことができる。

（電話取扱局の種類）

第四十四条　公社は、左の表に掲げる加入電話の数（業務の遂行上必要があるときは、公社が郵政大臣の認可を受けて定める数を加え、又は減じた数）により、電話取扱局の種類を区別し、これを公示し

なければならない。

種類	電話取扱局に収容されている加入電話の数
一級局	二十五万以上
二級局	十五万以上二十五万未満
三級局	五万以上十五万未満
四級局	八千以上五万未満
五級局	二千以上八千未満
六級局	八百以上二千未満
七級局	四百以上八百未満
八級局	二百以上四百未満
九級局	百以上二百未満
十級局	二十五以上百未満
十一級局	三以上二十四以下
十二級局	二以下

2　同一の加入区域内に二以上の電話取扱局があるときは、前項の規定の適用については、これらの電話取扱局に収容されている加入電話の総数をもつて、電話取扱局に収容されている加入電話の数とする。

第四十五条　電話取扱局は、次条第一号に規定する市内通話の料金の算定方法により、左の二種に区別する。

一　度数料金局　加入電話による市内通話の料金が市内通話の度数に応じて算定される料金制度（以下「度数料金制」という。）による電話取扱局

二　定額料金局　加入電話による市内通話の料金が市内通話の度数にかかわらず、定額である料金制度（以下「定額料金制」という。）による電話取扱局

2　度数料金局の加入電話のうち別に公社が定める種類に属するものに対しては、定額料金制によることができる。

（通話の種類）

第四十六条　加入電話又は公衆電話による通話は、公社が定めるものを除き、左の通りとする。

一　市内通話　同一の普通加入区域内の電話取扱局に収容される電話相互間の通話

二　市外通話　市内通話以外の通話

（市外通話の種類）

第四十七条　市外通話は、その接続の方法により、左の五種に区別する。

一　普通通話

二　至急通話　普通通話に先だつて接続をする通話

三　特別至急通話　至急通話に先だつて接続をする通話

四　定時通話　請求者が指定する時刻に接続をする通話（予約通話を除く。）

五　予約通話　予約した期間毎日、請求者が指定する一定の時刻に請求者が指定する一定の時刻接続をする通話

2　公社が指定する地域相互間においては、至急通話及び特別至急通話は、取り扱わない。

3　公社は、通話の取扱上必要があるときは、第一項第四号又は第五号の規定により接続する時刻を、十五分をこえない範囲内において繰り下げ、又は繰り上げることができる。

（通話の接続の順序）

第四十八条　普通通話相互間、至急通話相互間又は特別至急通話相互間の接続の順序は、その通話の請求の先後によつて定める。

第四十九条　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする市外通話は、前二条の規定にかかわらず、他の市外通話に先だつて接続をする。

第五十条　前条に定めるものを除く外、公共の利益のため緊急に通話することを要する事項を内容とする市外通話は、第四十七条及び第四十八条の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、他の市外通話（前条に規定するものを除く。）に先だつて接続をする。

（構内交換設備による交換取扱）

第五十一条　加入者は、公社の認定を受けた構内交換取扱者でなければ、その構内交換設備（公社が定めるものを除く。）による交換に従事させてはならない。

2　構内交換設備による交換は、電話の通話及び交換に支障を及ぼすことを防止するために必要な限度において公社が定める方法に従つて行わなければならない。

第五十二条　前条第一項の認定は、構内交換取扱者資格試験によつて行う。

2　公社は、左の各号の一に該当する者に対しては、構内交換取扱者資格試験を受けさせないことができる。

一　構内交換取扱者の認定を取り消され、取消の日から六月を経過しない者

二　著しく心身に欠陥があつて構内交換取扱者たるに適しない者

3　構内交換取扱者資格試験は、構内交換設備による交換に必要な知識及び技能について行う。

4　構内交換取扱者資格試験を受けようとする者は、五百円をこえない範囲内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める手数料を支払わなければならない。

第五十三条　公社は、構内交換取扱者が左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、又は三月以内の期間を定めて、その交換に従事することを停止することができる。

一　この法律の規定に違反したとき。

二　不正な手段により認定を受けたとき。

2　第四十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　構内交換取扱者の認定は、構内交換取扱者が引き続き三年以上当該認定に係る交換に従事しなかつたときは、その効力を失う。

第五十四条　前三条に規定するものの外、構内交換取扱者の資格の種類、構内交換取扱者資格試験の試験科目その他構内交換取扱者の認定について必要な事項は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。

（国際通話）

第五十五条　第四十六条から第五十条までの規定は、国際通話については、適用しない国際通話相互間及び国際通話と国際通話以外の通話との間の接続の順序は、公社及び会社が郵政大臣の認可を受けて定める。

第四章　公衆電気通信設備の専用

（専用契約）

第五十六条　公社又は会社は、前二章の規定による公衆電気通信役務の提供に支障がないとき、又はその提供に著しい支障がなく、且つ、公共の利益のため特に必要があるときは、公衆電気通信設備の専用の契約（以下「専用契約」という。）の申込を承諾しなければならない。

第五十七条　専用契約を公社又は会社と締結することができる者は、一の専用契約につき一人に限る。

（端末機器の設置の場所）

第五十八条　専用契約の目的となつている公衆電気通信設備（以下「専用設備」という。）の端末機器の一の部分の設置の場所は、その端末機器の他の部分の設置の場所と同一の構内でなければならない。

2　第二十八条第一項の規定は、専用設備の端末機器の設置の場所に準用する。

3　前二項の規定は、専用設備の端末機器であつて、公社又は会社が定める特殊のものについては、適用しない。

（専用契約の承諾）

第五十九条　公社又は会社は、専用させることができる公衆電気通信設備の範囲内においては、専用契約の申込の全部を承諾することができないと認めるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公共の利益のため必要な業

務を行う者の専用契約の申込を優先的に承諾しなければならない。

（費用の負担等）

第六十条　公社又は会社は、専用契約の申込があつた場合において、専用させることができる公衆電気通信設備がないときは、申込をした者がその設置に必要な費用の全部若しくは一部を負担し、又は物件の全部若しくは一部を提供することを条件として、その申込を承諾することができる。

（端末機器の変更等）

第六十一条　公社又は会社と専用契約を締結した者（以下「専用者」という。）は、その専用設備の端末機器について、公社又は会社が定める条件に従い、その移転、設置の場所の変更、一時撤去、増設又は種類の変更の請求をすることができる。

2　前二条の規定は、前項の規定による請求があつた場合に準用する。

（専用契約に基く権利の移転又は承継）

第六十二条　専用者が専用契約に基いて公衆電気通信設備を専用する権利は、移転の目的とすることができない。

第六十三条　専用者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上あるときは、相続開始の日から三月以内にその全員の同意をもつて選定された一人の相続人に限る。）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、専用者の地位を承継する。

2　前項の規定により専用者の地位を承継した者は、承継の日（同項の規定により相続人の選定をしたときは、その選定をした日）から一月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を公社又は会社に届け出なければならない。

（他人の通信の用に供することの制限）

第六十四条　専用者は、業としてその専用設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その専用設備を他人の通信の用に供してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　第百六条第一号の規定により専用設備に接続した私設有線設備を有線電気通信法第九条第一項第五号又は第六号の規定により他人の私設有線設備に接続した場合において、その専用設備をその他人に使用させるとき。

二　第百六条第一号の規定により専用設備に接続した私設有線設備が有線電気通信法第四条第四号又は第五号の規定によりその専用者が他人と共同して設置したものである場合において、その専用設備をその他人に使用させるとき。

三　警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）第四条第二項第一号但書の規定により自治体警察が使用するとき。

四　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十三条の規定により国家消防本部又は地方公共団体が使用するとき。

五　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十条第二項の規定により建設大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。

六　郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第十一条の規定により郵政省が使用するとき。

七　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を通報するとき。

八　前各号に掲げる場合の外、公社又は会社が公共の利益のため必要があり、且つ、公社又は会社の業務の遂行上支障がないと認めたとき。

2　専用者は、前項第一号又は第二号の場合は、別に公社又は会社が定める額の料金を支払わなければならない。

（専用契約の解除及び専用の停止）

第六十五条　公社又は会社は、専用者の事業の目的に変更があり、又はその規模が著しく縮少されたため、その者が新たに専用契約の申込をしたものとした場合において、第五十九条の規定により他にその者より先に申込を承諾すべき者があるときは、その専用者の専用契約を解除することができる。但し、第六十条の規定によりその申込を承諾した専用契約については、その承諾後五年以内は、この限りでない。

2　公社又は会社は、天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合において、専用設備を他の公衆電気通信業務の用に供するため特に必要があるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、期間を定めてその専用設備の専用を停止することができる。

3　第四十二条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

（共用専用契約）

第六十六条　公社又は会社は、業務の遂行上支障がないときは、第五十七條の規定にかかわらず、別に公社又は会社が定める額の料金の支払があることを条件として、国の機関及び地方公共団体又は共同して同一の業務を行う二人以上の者若しくは相互に業務上緊密な関係を有するためその間の通信を必要とする二人以上の者が同一の公衆電気通信設備を専用するための専用契約の申込を承諾することができる。

（準用規定）

第六十七条　第三十一条第二号、第三十七条及び第四十二条の規定は、専用設備の専用に準用する。

第五章　料金

（料金の決定）

第六十八条　公衆電気通信役務の料金であつて、別表の上欄に掲げるものの額は、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

2　前項に規定するもの以外の公衆電気通信役務の料金の額は、公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める。但し、試行的な公衆電気通信役務の料金については、認可を受けることを要しない。

（換算割合）

第六十九条　公社又は会社は、その額が金フランの単位をもつて定められている国際電気通信役務の料金を、郵政大臣の認可を受けて定める換算の割合により本邦通貨の単位に換算しなければならない。

2　郵政大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（料金の減免）

第七十条　公社は、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、左の公衆電気通信役務の料金を減免することができる。

一　船舶又は航空機が重大且つ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通報する電報

二　船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために発信する電報

三　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報

四　災害に際し罹災者より発信する電報

五　警察機関に犯罪について通報する通話

六　消防機関に出火を報知し、又は人命の救護を求める通話

第七十一条　報道電報又は報道無線電報の料金は、他の電報の料金より低く定めることができる。

2　ニュース又は放送事業者の放送

事項を内容とする予約通話であつて、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間のものの料金は、第六十八条第一項の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて、他の予約通話の料金より低く定めることができる。

3　警察法による国家地方警察若しくは自治体警察の機関、消防組織法に規定する国若しくは地方公共団体の消防の機関又は新聞社、放送事業者若しくは通信社の事業のための市外設備（専用設備のうち、一の加入区域内の場所と加入区域外の場所との間に設置されている部分であつて、加入区域外に設置されている部分の長さが公社が定める長さ以上であるもの、いずれの加入区域にも属しない場所相互間に設置されている部分であつて、公社が定める条件に適合するもの及び一の加入区域内の電話取扱局又は電報取扱局と他の加入区域内の電話取扱局又は電報取扱局との間に設置されている部分をいう。以下同じ。）であつて、専用契約の期間が一年以上であるものの専用の料金は、第六十八条第一項の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて、その原価を下らない範囲内において、他の市外設備の専用の料金より低く定めることができる。

第七十二条　公社又は会社は、その総収入に著しい影響を及ぼさない範囲内において、臨時に、公衆電気通信役務の料金を減免することができる。

（無料通話）

第七十三条　公衆電気通信役務の利用者がその取扱について公社が定める電話に対してする通話の料金は、支払うことを要しない。

（料金の公示）

第七十四条　公社は、第六十八条第二項及び第七十条から第七十二条までの規定により公衆電気通信役務の料金を定め、若しくは減免したとき、又は第六十九条に規定する換算の割合を定め、若しくは変更したときは、郵政省令で定める方法により、これを公示しなければならない。

2　会社は、第六十八条第二項及び第七十二条の規定により国際電気通信役務の料金を定め、若しくは減免したとき、又は第六十九条に規定する換算の割合を定め、若しくは変更したときは、郵政省令で定める方法により、これを公示しなければならない。

（料金の連帯支払）

第七十五条　一の電報に関する料金を支払うべき発信人又は受取人が二人以上であるときは、各発信人又は受取人は、その料金の支払について連帯してその責に任ずるものとする。度数料金制による共同電話の加入者が支払うべき市内通話の料金及び自動接続市外通話方式による市外通話の料金又は第六十六条に規定する専用契約を締結した者が支払うべき料金についても、同様とする。

（割増金）

第七十六条　不法に公衆電気通信役務の料金を免かれた者は、その免かれた額の外、その免かれた額の二倍に相当する額の割増金として支払わなければならない。

（電報の取扱等の停止と料金の支払義務）

第七十七条　第二十三条第一項の規定により電報の取扱を停止された者又は第四十二条第一項（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定により加入電話の通話若しくは専用設備の専用を停止された者は、その停止された期間についても、料金の支払の責を免かれることがない。

（料金の返還）

第七十八条　公衆電気通信役務の料金は、左に掲げる場合において、それぞれ各号に掲げるものに限り、これを支払つた者の請求により返還するものとする。この場合において、その料金が支払われていないときは、支払うことを要しないものとする。

一　発信人又は受取人の責に帰することができない事由により、電報が速達の取扱としたる郵便物として差し出したものとした場合におけるその郵便物が到達するのに通常要する時間（翌日配達電報にあつては二十四時間を加算した時間）以内に到達しなかつたときは、その電報の料金

二　発信人又は受取人の責に帰することができない事由により、照合としたる電報の通信文に誤を生じたとき（問合せの取扱により誤を訂正することができた場合を除く。）は、その照合の料金

三　発信人又は受取人の責に帰することができない事由により、引き続き一日分以上同報無線電報の取扱をしなかつたときは、その取扱をしなかつた日数に対応するその料金

四　加入者がその責に帰することができない事由により、その加入電話（加入契約の期間が公社が定める期間以内であるものを除く。以下第百九条第一項第三号において同じ。）により通話をすることができない場合において、その旨を電話取扱局に通知した日（その前に電話取扱局がその旨を知つたときは、その知つた日。以下この号及び第百九条第一項第三号において同じ。）から引き続き二日以上その加入電話により通話をすることができなかつたときは、その旨を電話取扱局に通知した日後の通話をすることができなかつた日数に対応する電話使用料及びこれに附加して支払うべき料金（その通話をすることができなかつた設備に係るものに限る。）

五　加入者の責に帰することができない事由により、度数料金制による加入電話による市内通話が通話中にできなくなつたときは、その市内通話の料金

六　請求者の責に帰することができない事由により、第四十七条第一項第四号の請求者が指定する時刻（同条第三項の規定による繰下又は繰上があつたときは、その繰り下げ又は繰り上げた時刻。以下同じ。）に定時通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同条第一項第四号の請求者が指定する時刻（同条第三項の規定による繰下又は繰上があつたときは、その繰り下げ又は繰り上げた時刻。以下同じ。）に定時通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により、予約通話が一回の通話につき引き続き三分以上できなかつたときは、その通話をすることができなかつた時分（三分の倍数である部分に限る。）に対応する予約通話料

七　請求者の責に帰することができない事由により、定時通話が一回の通話につき引き続き三分以上できなかつたときは、その通話をすることができなかつた時分（三分の倍数である部分に限る。）に対応する定時通話料

八　加入者の責に帰することができない事由により、第四十七条第一項第五号の請求者が指定する時刻（同条第三項の規定による繰下又は繰上があつたときは、その繰り下げ、又は繰り上げた時刻。以下同じ。）に予約通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同条第一項第五号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合を除く。）、その契約を解除したとき、又はその通話時数が減少したときは、その取扱をしなかつた日数、解除後の契約の期間又は減少した時数に対応する予約通話料

九　加入者の責に帰することができない事由により、予約通話が一回の通話につき引き続き三分以上できなかつたときは、その通話をすることができなかつた時分（三分の倍数である部分に限る。）に対応する予約通話料

十　専用者がその責に帰することができない事由により、その専用設備を使用することができない場合において、その旨を電報取扱局（電報に関する現業事務

を取り扱う会社の事業所を含む。以下この号において同じ。）又は電話取扱局（電話に関する現業事務を取り扱う会社の事業所を含む。以下この号において同じ。）に通知した時（その前に電報取扱局又は電話取扱局がその旨を知つたときは、その知つた時。以下この号及び第百九条第一項第六号において同じ。）から引き続き二十四時間以上その専用設備を使用することができなかつたときは、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時以後の使用することができなかつた時間（二十四時間の倍数である部分に限る。）に対応する専用の料金（その使用することができなかつた設備に係るものに限る。）

十一　第六十五条第一項又は第二項の規定により専用契約を解除し、又は専用を停止したときは、その解除後の契約の期間又は停止の期間に対応する専用の料金

十二　公衆電気通信役務の料金の過払又は誤払があつたときは、過払又は誤払の料金

十三　前各号に掲げる場合の外、公衆電気通信役務の全部又は一部を提供しなかつた場合であつて、公社又は会社が定める場合に該当するときは、公社又は会社が定める料金

2　公社又は会社は、前項第十三号の規定による定をしようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3　第一項の規定による返還の請求は、その返還の事由が発生した日から起算して、六月を経過したときは、することができない。

（延滞金）

第七十九条　公衆電気通信役務の料金を支払うべき者がその料金を支払わず、又は第七十六条に規定する割増金を支払うべき者がその割増金を支払わないため、公社が督促状を発した場合において、支払義務者がなお支払わないときは、公社は、その支払うべき料金又は割増金の額百円につき一日四銭の割合で、督促状に指定した期日の翌日からその支払の日の前日までの日数により計算した延滞金を支払わせることができる。但し、百円未満の料金及び割増金については、この限りでない。

（料金支払義務の存続期間）

第八十条　公衆電気通信役務の料金の支払の義務は、その料金を支払うべき日から六月以内に支払の請求を受けないことによつて消滅する。

2　前項の規定は、不法に免かれた公衆電気通信役務の料金については、適用しない。

第六章　土地の使用

（土地等の使用）

第八十一条　公社は、公衆電気通信業務の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備（第百七条第三項を除き以下「線路」と総称する。）を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下単に「土地等」という。）を利用することが必要且つ適当であるときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを使用することができる。但し、他の法律によつて土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等にあつては、その事業のための土地等の利用を妨げない限度において利用する場合に限り、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

2　前項の規定により土地等を使用する権利（以下「使用権」という。）の存続期間は、十五年（地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、五十年）とする。但し、次条第一項の規定による協議又は第八十七条第二項の裁定においてこれより短い期間を定めたときは、この限りでない。

3　第一項の規定により使用する土地等に最初に設置した電柱又は地下ケーブルが前項の存続期間が満了した後なお残存する場合において、その土地等の所有者又は占有者が存続期間の満了の日から一月以内にその撤去を請求しないときは、使用権は、その電柱又は地下ケーブルが残存する期間存続する。

（土地等の使用の手続）

第八十二条　公社は、前条第一項の規定により土地等を使用しようとするときは、その土地等の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地等の所有者（所有者以外に権原に基きその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。）とその土地等の使用について協議しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第八十三条　前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、公社は、郵政省令で定める手続に従い、その土地等の使用について、都道府県知事の裁定を申請することができる。但し、同項の認可があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

第八十四条　公社は、第八十一条第三項の規定による請求を受け、且つ、なおその土地の使用を継続する必要がある場合において、当該使用権の存続期間の延長について、その請求をした者と協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、郵政省令で定める手続に従い、その使用の継続について、都道府県知事の裁定を申請することができる。但し、その請求を受けた日から三月を経過したときは、この限りでない。

2　公社は、前項の規定により裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地を使用することができる。

（裁定）

第八十五条　都道府県知事は、第八十三条又は前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写を当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。

2　市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、三日以内に、その旨を公告し、公告の日から一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

3　市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、公告の日を都道府県知事に報告しなければならない。

第八十六条　前条第二項の規定による公告があつたときは、土地等の所有者その他利害関係人は、公告の日から十日以内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

第八十七条　都道府県知事は、前条の期間が経過した後、一週間以内に、裁定をしなければならない。

2　使用権を設定すべき旨を定める裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一　使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲

二　線路の種類及び数

三　使用開始の時期

四　使用権の存続期間を定めたときは、その期間

3　都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を公社及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第八十八条　使用権を設定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開

始の時期に、公社は、その土地等の使用権を取得するものとする。

2　使用を継続すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権は、従前の存続期間が満了した後その電柱又は地下ケーブルが残存する期間存続するものとする。

（協議の効果）

第八十九条　第八十二条第一項の規定による協議又は第八十一条第三項の規定による請求を受けた場合における当該使用権の存続期間の延長についての協議がととのつた場合において、公社及び土地等の所有者が郵政省令で定めるところにより、それぞれその協議において定めた事項を都道府県知事に届け出たときは、その届け出たところに従い、使用権を設定すべき旨を定める裁定又は使用を継続すべき旨を定める裁定があつたものとみなす。

（土地等の使用の対価）

第九十条　公社は、第八十一条第一項の規定により土地等を使用するときは、これに対し対価を支払わなければならない。

2　前項の対価の額は、その使用によつて通常生ずる損失を償うように、線路及び土地等の種類ごとに政令で定める。

3　第一項の対価であつて、第八十一条第二項に規定する存続期間に対するものは、第八十二条第一項の規定による協議又は第八十七条第二項の裁定において定める使用開始の時期までに、その全額を一時に支払うものとする。但し、第八十二条第一項の規定による協議又は第八十七条第二項の裁定により五年より短い期間を存続期間と定めたときは、その存続期間に対するものは、各事業年度分を毎事業年度に支払うことができる。

4　第一項の対価であつて、第八十一条第三項又は第八十八条第二項の規定により使用権が存続する期間に対するものは、各事業年度分を毎事業年度に支払うものとする。

（土地等の一時使用）

第九十一条　公社は、左に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であつて、やむを得ないときは、その土地の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することができる。但し、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

一　線路に関する工事の施行のため必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場の設置

二　天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路の設置

三　測標の設置

2　公社は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3　公社は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難なときは、使用開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

4　第一項の規定により一時使用しようとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

5　第一項の規定による一時使用の期間は、六月（同項第二号の場合において、仮線路を設置したとき、又は同項第三号の規定により一時使用するときは、一年）をこえることができない。

6　第一項の規定による一時使用のためその土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人に呈示しなければならない。但し、同項但書の場合は、この限りでない。

（土地の立入等）

第九十二条　公社は、線路に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2　公社は、前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、立入の五日前までに、その目的、日時及び場所を市町村長（国有又は公有の土地については、その土地の管理者）に通知しなければならない。

3　前項の規定による通知を受けた市町村長は、遅滞なく通知を受けた事項を公告しなければならない。

第九十三条　公社は、線路に関する工事のため必要があるときは、他人の土地を通行することができる。

2　第九十一条第三項の規定は、公社が前項の規定により他人の土地を通行する場合に準用する。

第九十四条　第九十二条第一項の規定により立ち入り、又は前条第一項の規定により通行しようとする土地が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

2　第九十二条第一項の規定により他人の土地に立ち入り又は前条第一項の規定により他人の土地を通行する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

（植物の伐採）

第九十五条　公社は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が線路に関する測量若しくは実地調査に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、都道府県知事の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2　公社は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植するときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3　公社は、植物が線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、線路を著しく損壊し、通信の確保に重大な支障を生ずると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けないで、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

（立入、伐採の損失補償）

第九十六条　公社は、第九十一条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第九十二条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第九十三条第一項の規定により、他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償について、公社と損失を受けた者との間に協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、公社又は損失を受けた者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

3　第八十五条、第八十六条並びに第八十七条第一項及び第三項の規定は、前項の裁定に準用する。

4　損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

5　第三項において準用する第八十七条第三項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、公社と損失を受けた者と

の間に協議がととのつたものとみなす。

（線路の移転等）

第九十七条　線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになつたときは、その土地等の所有者は、公社に、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができる。

2　公社は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同項の措置をしなければならない。

3　第一項の措置について、公社と土地等の所有者との間に協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、公社又は土地等の所有者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

4　第八十五条、第八十六条並びに第八十七条第一項及び第三項の規定は、前項の裁定に準用する。

5　第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期並びにその措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべきときは、その負担の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

6　第四項において準用する第八十七条第三項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、公社と土地等の所有者との間に協議がととのつたものとみなす。

（訴訟）

第九十八条　第九十六条第二項又は前条第三項の裁定のうち補償金の額又は費用の負担の額に不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三十日以内に、訴をもつて、その額の増減を請求することができる。

2　前項の訴においては、公社又は損失を受けた者若しくは土地等の所有者をもつて被告とする。

（原状回復の義務）

第九十九条　公社は、土地等の使用を終つたとき、又はその使用する土地等を公衆電気通信業務の用に供する必要がなくなつたときは、その土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、土地等を返還しなければならない。

（公用水面の使用）

第百条　公社又は会社は、公共の用に供する水面（以下「水面」という。）に公衆電気通信業務の用に供する水底線路（以下「水底線路」という。）を敷設しようとするときは、あらかじめ、左の事項を郵政大臣及び都道府県知事（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十六条の規定により農林大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林大臣。以下同じ。）に届け出なければならない。

一　水底線路の位置及び次条第一項の申請をしようとする区域

二　工事の開始及び完了の時期

三　工事の概要

2　都道府県知事は、漁業権（漁業法による漁業権をいう。以下同じ。）が設定されている水面について前項の規定による届出があつた場合において、その漁業権に関する利害関係人の意見により、同項第一号又は第二号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、届出があつた日から三十日以内に、その旨を公社又は会社に通知することができる。

3　公社又は会社は、前項の規定による通知を受けた場合において、第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更が業務の遂行上支障がないと認めるときは、これを変更し、その旨を郵政大臣及び都道府県知事に届け出なければならない。

（水底線路の保護）

第百一条　郵政大臣は、公社又は会社の申請があつた場合において、水底線路を保護するため必要があるときは、その水底線路から千メートル（河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川並びに同法第五条の規定により同法の規定を準用する水流、水面及び河川（以下「河川等」という。）については、五十メートル）以内の区域を保護区域として指定することができる。

2　前項の規定による指定は、告示によつて行わなければならない。

3　公社又は会社は、第一項の規定による保護区域の指定があつたときは、郵政省令で定めるところにより、これを示す陸標を設置し、且つ、その陸標の位置を公告しなければならない。

4　何人も、第一項の保護区域内において船舶をびよう泊させ、底びき網若しくはもりを用いる漁業その他政令で定める漁業を行い、若しくは土砂を掘採し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつないではならない。但し、河川等の管理者がその河川等に関する工事を行う場合であつて、やむを得ないとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

5　都道府県知事は、公社又は会社の申請があつた場合において、水底線路を保護するため必要があるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命じなければならない。

6　都道府県知事は、第一項の保護区域内の水面における漁業権の設定については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

第百二条　公社又は会社は、前条第五項の規定による漁業権の取消、変更又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

2　漁業法第三十九条第六項から第十一項までの規定は、前項の規定による損失の補償に準用する。この場合において、同条第九項中「国」とあり、又は同条第十項中「政府」とあるのは、「日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社」と読み替えるものとする。

第百三条　船舶は、水底線路の敷設若しくは修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから千メートル（河川等については、五十メートル）以内又は敷設若しくは修理中の水底線路の位置を示す浮標であつて、その旨を示す標識を掲げてあるもの から四百メートル（河川等については、三十メートル）以内の水面を航行してはならない。但し、水底線路の敷設又は修理に従事する船舶内の公社又は会社の職員の承認を受けたときは、この限りでない。

（特別区の区長等に対する規定の適用）

第百四条　この章中市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区の区長に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市にあつては区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合の管理者に適用する。

第七章　雑則

（利用者による設置）

第百五条　左の公衆電気通信設備の設置は、加入者又は専用者が行うことを妨げない。但し、同一の加入電話の電話回線又は同一の専用設備たる回線の一端に接続するものの全部についてする場合に限る。

一　構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備

二　船舶に設置する加入電話の設備

三　専用設備の端末機器その他端末の設備

2　公社は、加入者又は専用者が前項の規定により設置する公衆電気

通信設備の保存を公社において行うべきことの申込を受けたときは、業務の遂行上支障がある場合を除き、これを拒んではならない。

3　第一項の規定による公衆電気通信設備の設置は、公衆電気通信業務に支障を及ぼすことを防止するために必要な限度において公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合するものでなければならない。

4　加入者又は専用者は、第一項の規定により公衆電気通信設備を設置したときは、公社の検査を受け、その設置が前項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。

5　第一項の規定により公衆電気通信設備を設置している加入者又は専用者は、公社からその公衆電気通信設備が第三項の技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求められたときは、これを拒んではならない。但し、正当な事由がある場合並びに加入者又は専用者の営業時間外及び日没から日出までの間は、この限りでない。

6　前二項の規定による検査に従事する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

7　加入者は、郵政省令で定めるところにより、公社の認定を受けた工事担任者でなければ、第一項第一号の規定による構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備の設置に従事させてはならない。

8　第五十二条及び第五十三条の規定は、工事担任者の認定について準用する。

9　第二項から第五項までの規定は、会社が公衆電気通信設備を専用させる場合に準用する。

（私設有線設備の接続）

第百六条　公社は、左に掲げる場合において、公衆電気通信設備に私設有線設備を接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続しようとする私設有線設備が公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合しないとき、その他その接続により公社の業務の遂行に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合を除き、その接続をしなければならない。

一　専用設備にその専用者が設置する私設有線設備（端末機器その他端末の設備のみのものを除く。）を接続するとき。

二　内線電話機のみと通話することができるように、構内交換設備にその構内交換電話の加入者が設置する私設有線設備の電話回線を接続するとき。

三　前二号に規定する場合の外、私設有線設備を接続することが公共の利益のため必要であるとき。

（補償金）

第百七条　構内交換設備であつて、公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類のものの設置の日から五年以内に、加入者が加入契約を解除したとき、又は公社がその加入電話若しくは構内交換設備の変更の請求に応じ、若しくは第四十二条第一項の規定により加入契約を解除したときは、加入者は、その構内交換設備の撤去に要する費用の額以内において公社が定める額を補償金として支払わなければならない。

2　専用設備の端末機器であつて、公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める種類のものの設置の日から五年以内に、専用者が専用契約を解除したとき、又は公社若しくは会社がその端末機器の変更の請求に応じ、若しくは第六十七条において準用する第四十二条第一項の規定により専用契約を解除したときは、専用者は、その端末機器の撤去に要する費用の額以内において公社又は会社が定める額を補償金として支払わなければならない。

3　専用契約を締結したため新たに設置した専用設備の線路の設置の日から五年以内に、専用者が専用契約を解除したとき、又は公社若しくは会社が第六十七条において準用する第四十二条第一項の規定により専用契約を解除したときは、専用者は、その線路の撤去に要する費用の額以内において公社又は会社が定める額を補償金として支払わなければならない。

4　前二項の場合において、その専用設備が第六十条の規定により費用を支払い、又は物件を提供して設置されたものであるときは、補償金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により公社又は会社が定める額からその支払つた費用の額と提供した物件の価額の合計額（その合計額がこれらの規定により公社又は会社が定める額より大きいときは、その定める額）を控除した額とする。

5　前四項の規定は、その構内交換設備又は専用設備を引き続きその設置の場所で使用することができるときは、適用しない。

6　第一項又は第二項の規定は、その構内交換設備又は専用設備の端末機器が第百五条第一項第一号又は第三号の規定により設置されたものであるときは、適用しない。

（国際電気通信業務に関する協定等）

第百八条　公社又は会社は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に国際電気通信業務に関する協定又は契約であつて、郵政省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。但し、第六十八条第二項の認可を受けるべき場合は、この限りでない。

（損害の賠償）

第百九条　公社は、公衆電気通信役務を提供すべき場合において、その提供をしなかつたため、利用者（電報の受取人及び電話の通話の相手方を含む。以下同じ。）に損害を加えたときは、左に掲げる場合に限り、それぞれ各号に掲げる額を限度とし、その損害を賠償する。但し、損害が不可抗力により発生したものであるとき、又はその損害の発生について利用者に故意若しくは過失があつたときは、この限りでない。

一　電報が速達の取扱とした郵便物として差し出したものとした場合におけるその郵便物が到達するのに通常要する時間（翌日配達電報にあつては、二十四時間を加算した時間）以内に到達しなかつたときは、その電報の料金の五倍に相当する額

二　照合とした電報の通信文に誤りを生じたとき（問合せの取扱により誤りを訂正することができた場合を除く。）は、その電報の料金及び照合の料金の合計額の五倍に相当する額

三　加入者がその加入電話により通話をすることができない場合において、その旨を電話取扱局に通知した日から引き続き五日以上その加入電話により通話をすることができなかつたときは、その旨を電話取扱局に通知した日後の通話をすることができなかつた日数に対応する電話使用料（その通話をすることができなかつた設備に係るものに限る。）の五倍（定額料金制による加入電話にあつては、二倍）に相当する額及びその電話使用料に附加して支払うべき料金（その通話をすることができなかつた設備に係るものに限る。）の五倍に相当する額

四　第四十七条第一項第四号の請求者が指定する時刻に定時通話を接続しなかつたとき（請求者

の申出により同号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合並びに第四十九条及び第五十条に規定する市外通話を接続するため必要がある場合を除く。）は、その定時通話料の五倍に相当する額

五　第四十七条第一項第五号の請求者が指定する時刻に予約通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合並びに第四十九条及び第五十条に規定する市外通話を接続するため必要がある場合を除く。）は、その予約通話料の五倍に相当する額

六　専用者がその専用設備を使用することができない場合において、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時から引き続き四十八時間以上その専用設備を使用することができなかつたときは、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時以後の使用することができなかつた時間（二十四時間の倍数である部分に限る。）に対応する専用の料金（その使用することができなかつた設備に係るものに限る。）の五倍に相当する額

七　前各号に定める場合の外、公衆電気通信役務の全部又は一部を提供しなかつた場合であつて、公社が定める場合に該当するときは、公社が定める料金の五倍に相当する額

2　公社は、前項第七号の規定による定をしようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3　第一項の規定による損害賠償の請求は、その事由が発生した日から起算して、六月を経過したときは、することができない。

第八章　罰則

第百十条　公衆電気通信業務に従事する者が正当な理由がないのに公衆電気通信役務の取扱をせず、又は不当な取扱をしたときは、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2　前項の場合において金銭物品を収得したときは、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百十一条　公社又は会社の取扱中に係る電報を正当な事由がないのに開き、破り、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に配達した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百五十八条又は第二百五十九条に該当するときは、同条の刑に処する。

第百十二条　公社又は会社の取扱中に係る通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2　公衆電気通信業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十三条　前二条の未遂罪は、罰する。

第百十四条　公社又は会社の役員がこの法律の規定により郵政大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その役員は、十万円以下の罰金に処する。

第百十五条　第百一条第四項又は第百三条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第百十六条、第七十四条又は第百一条第三項の規定に違反した公社又は会社の役員又は職員は、五千円以下の過料に処する。

附　則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

別表

第一　通常電報の料金

料金種別		料金額
一　普通電報料		
イ　市内電報料	基本料	和文十字又は欧文五語まで	三十円
	累加料	和文五字までごとに又は欧文一語ごとに	七円
ロ　市外電報料	基本料	和文十字又は欧文五語まで	六十円
	累加料	和文五字までごとに又は欧文一語ごとに	十円
二　至急電報料		普通電報料の二倍	
三　翌日配達電報料	基本料	和文十字又は欧文五語まで	三十円
	累加料	和文五字までごとに又は欧文一語ごとに	七円
四　第十五条又は第十六条に規定する電報の電報料		和文十字又は欧文五語まで及び和文五字までごとに又は欧文一語ごとに至急電報料と同額	

第二　電話使用料（契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。）

料金種別		料金額	
一　度数料金制による場合			
イ　基本料	単独電話及び構内電話（構内交換機及び構内交換設備を除く。）	一加入電話ごとに月額	
	一級局		千九百円
	二級局		八百円
	三級局		七百円
	四級局		六百円
	五級局		五百円
ロ　度数料		一加入電話について毎月六十度数を超える市内通話一度数ごとに	十円
二　定額料金制による場合			
イ　単独電話	五級局	一加入電話ごとに月額	千九百円
	六級局		千六百円
	七級局		千三百円
	八級局		千百円
	九級局		九百円
	十級局		八百円
	十一級局		七百円
	基本額		千九百円
	加算額	普通加入区域内の関係線路百メートルまでごとに	二百円
ロ　構内交換電話（内線及び構内交換設備を除く。）	五級局	一加入電話ごとに月額	千五百十円
	六級局		千三百五十円
	七級局		千二百円
	八級局		千百五十円
	九級局		千円
	十級局		八百五十円
	十一級局		七百五十円

備考

一　住宅用とは、加入者（法人たるもの及び第二十八条第二項に規定する加入者を除く。）がもつぱら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。

二　事務用とは、住宅用以外のものをいう。

第三　装置料　一加入電話ごとに　四千円
（加入申込を承諾された場合のもの。但し、内線電話機及び構内交換設備の装置に要するもの並びに契約の期間が三十日以内のものに係るものを除く。）

第四　市外通話料（公衆電話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話による場合のものを除く。）

料金種別		料金額	
一　普通通話料	市外通話地域	毎三分又はその端数ごとに下記以外のもの	第四十七条第二項の規定により公社が指定する地域相互間の通話（八十キロメートルをこえる市外通話地域において午後八時から翌日の午前七時までの間に通話の請求に応じたものを除く。）
	十キロメートルまで	十円	二十円
	二十　〃	二十円	三十円
	三十　〃	二十五円	四十円
	四十　〃	三十円	五十円
	六十　〃	三十五円	六十円
	八十　〃	四十円	七十円
	百　〃	四十五円	八十円
	百二十　〃	五十円	九十円
	百六十　〃	六十円	百円
	二百　〃	七十円	百二十円
	二百四十　〃	八十円	百四十円
	二百八十　〃	九十円	百六十円
	三百二十　〃	百円	百八十円
	三百八十　〃	百十円	二百円
	四百七十　〃	百二十円	二百二十円
	五百九十　〃	百四十円	二百五十円
	七百十　〃	百六十円	二百九十円
	八百三十　〃	百八十円	三百三十円
	九百五十　〃	二百十円	三百八十円
	千百　〃	二百四十円	四百三十円
	千二百五十　〃	二百七十円	四百八十円
	千五百　〃	三百円	五百三十円
	千八百　〃	三百三十円	五百八十円
	二千百　〃	三百六十円	六百四十円
	二千四百　〃	三百九十円	七百円
	二千四百キロメートルをこえるもの	四百二十円	七百六十円
二　至急通話料		普通通話料の二倍	
三　特別至急通話料		普通通話料の三倍	普通通話料と同額
四　第四十九条又は第五十条に規定する通話の市外通話料		普通通話料の三倍	
五　定時通話料		一の料金額の欄の上段に掲げる額の四倍（月額）	一の料金額の欄の上段に掲げる額の九十倍
六　予約通話料（予約の期間が一月未満のものに係るものを除く。）		一の料金額の欄の上段に掲げる額の四倍（月額）	

第五　公衆電話料

料金種別		料金額
一　公衆電話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話であつて、加入区域内に設置されたものによる場合		一度数ごとに　十円
	イ　市内通話	毎三分又はその端数ごとに　第四に掲げる料金額と同額
	ロ　市外通話	
二　公衆電話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話であつて、加入区域外に設置されたものによる場合		一度数ごとに　十五円
	イ　市内通話	毎三分又はその端数ごとに　第四に掲げる料金額に十円を加算した額
	ロ　市外通話	

第六　専用設備たる回線の専用（市外設備に係るものであつて、専用契約の期間が一年以上のものに限る。）の料金

（月額）
第四の一の料金額の欄の上段に掲げる額の六千倍以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

有線電気通信法案

有線電気通信法

（目的）

第一条　この法律は、有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによつて、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

2　この法律において「有線電気通信設備」とは、有線電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備（無線通信用の有線連絡線を含む。）をいう。

（有線電気通信設備の届出）

第三条　有線電気通信設備を設置しようとする者は、左の事項の記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、設置の日から二週間以内）に、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

一　有線電気通信の方式の別
二　設備の設置の場所
三　設備の概要

2　有線電気通信設備を設置した者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、変更の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、変更の日から二週間以内）に、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3　前二項の規定は、左の有線電気

通信設備については、適用しない。

一　日本電信電話公社（以下「公社」という。）又は国際電信電話株式会社（以下「会社」という。）が設置するもの

二　設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）又は同一の建物内であるもの（以下「構内等設備」という。）

三　警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象業務、鉄道事業、軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う者が設置するもの

四　次条第四号から第六号までの許可を受けて設置するもの

五　前各号に掲げるものの外、郵政省令で定めるもの

（有線電気通信設備の共同設置）

第四条　有線電気通信設備は、二人以上の者が共同して設置してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　構内等設備を設置するとき。

二　有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線放送の業務を行うための有線電気通信設備（以下「有線放送設備」という。）を設置するとき。

三　公社と会社とが共同して設置するとき。

四　二人以上共同して行う業務に必要な通信を行うため、その業務を行う者が郵政大臣の許可を受けて設置するとき。（第一号及び前号に規定する場合を除く。）

五　相互に緊密な関係を有する業務に必要な通信を行うため、これらの業務を行う者が郵政大臣の許可を受けて設置するとき。（第一号及び第三号に規定する場合を除く。）

六　前各号に掲げる場合の外、都市からの距離が遠く、公社が公衆電気通信法（昭和二十八年法律第　号）第二条第三号に規定する公衆電気通信役務を提供することが困難であると認められる地域であつて、郵政省令で定める基準に該当するもの（以下「特定地域」という。）に、郵政大臣の許可を受けて設置するとき。

第五条　前条第四号から第六号までの許可を受けようとする者は、申請書に左の事項を記載した書類を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

一　設置を必要とする事由

二　第三条第一項各号の事項

2　郵政大臣は、前項の申請書を受理したときは、その申請を審査し前条第四号又は第五号の許可の申請にあつては、その設備により行う通信が二人以上共同して行う業務又は相互に緊密な関係を有する業務のため必要な通信であり、同条第六号の許可の申請にあつては、設置の場所の全部又は一部が同号の特定地域内であるときは、許可をしなければならない。

第六条　第四条第四号又は第五号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者は、前条第一項第一号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。第四条第六号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者が第三条第一項第二号の事項を変更しようとするときも、同様とする。

2　第四条第四号又は第五号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者は、第三条第一項各号の事項を変更しようとするときは、変更の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、変更の日から二週間以内）に、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。第四条第六号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者が第三条第一項第一号若しくは第三号又は前条第一項第一号の事項を変更しようとするときも、同様とする。

3　前項の規定は、第三条第三項第三号及び第五号に掲げる有線電気通信設備については、適用しない。

第七条　第四条第四号から第六号までの許可を受けて有線電気通信設備を設置した者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上あるときは、相続開始の日から三月以内にその全員の同意をもつて選定された一人の相続人に限る。）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2　前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日（同項の規定により相続人を選定したときは、その選定をした日）から一月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

（本邦外にわたる有線電気通信設備）

第八条　本邦内の場所と本邦外の場所との間の有線電気通信設備は、公社又は会社でなければ、設置してはならない。但し、特別の事由がある場合において、郵政大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

（設備の接続）

第九条　有線電気通信設備を設置した者（公社及び会社を除く。）は、その設備と他人（公社及び会社を除く。）の設置した有線電気通信設備とを相互に接続させてはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するとき。

二　第十五条第一項の規定による命令を受けたとき。

三　一の構内又は一の建物内にある二以上の構内等設備を接続するとき。

四　有線放送設備を接続するとき。

五　二人以上共同して行う業務に必要な通信を行うため、その業務を行う者が設置した有線電気通信設備を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。

六　相互に緊密な関係を有する業務に必要な通信を行うため、これらの業務を行う者が設置した有線電気通信設備を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。

七　一の特定地域内にある二以上の特定地域設備（設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の特定地域内である有線電気通信設備をいう。以下同じ。）を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。

2　前項第五号から第七号までの許可を受けようとする者は、申請書に左の事項を記載した書類を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

一　接続を必要とする事由

二　接続する設備の設置の場所

三　接続のための設備の概要及びその設置の場所

3　第一項第五号又は第六号の許可を受けて有線電気通信設備を接続した者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。第一項第七号の許可を受けて有線電気通信設備を接続した者が前項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときも、同様とする。

（他人の通信の用に供することの制限）

第十条　有線電気通信設備を設置した者（公社及び会社を除く。）は、業としてその設備を用いて他人の通信を媒介し、その他の設備を他人の通信の用に供してはならない。但し、左に掲げる場合は、こ

の限りでない。

一　前条第一項第一号に掲げる場合

二　前条第一項第三号又は第五号から第七号までの規定により有線電気通信設備を接続した者が相互に使用するとき。

三　第十五条第一項の規定による命令を受けたとき。

四　その設備が第四条第六号の許可を受けて設置した特定地域設備であるとき。

五　その設備が特定地域設備（前号に掲げるものを除く。）である場合において、郵政大臣の許可を受けたとき。

六　公衆電気通信法第八条第一号の規定により公社の業務の取扱を委託されたとき。

七　公衆電気通信法第九条の規定により会社の業務の取扱を委託されたとき。

八　その設備が公衆電気通信法第百五条第一項の規定により設置したものであるとき。

九　その設備が公衆電気通信法第百六条の規定により接続したものであるとき。

十　有線放送業務の運用の規正に関する法律第二条に規定する有線放送を行うとき。

十一　警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）第四条第二項第一号但書の規定により自治体警察が使用するとき。

十二　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十三条の規定により国家消防本部又は地方公共団体が使用するとき。

十三　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十条第二項の規定により建設大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。

十四　郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第十一条の規定により郵政省が使用するとき。

十五　前各号に掲げる場合の外、公共の利益のため特に必要がある場合であつて、郵政省令で定める事由があるとき。

（技術基準）

第十一条　有線電気通信設備（政令で定めるものを除く。）は、政令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

2　前項の政令は、左に掲げるところによらなければならない。

一　有線電気通信設備は、他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与えないようにすること。

二　有線電気通信設備は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

（設備の検査等）

第十二条　郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、有線電気通信設備を設置した者からその設備に関する報告を徴し、又はその職員に、その事務所、営業所、工場若しくは事業場に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（妨害等の防止）

第十三条　郵政大臣は、有線電気通信設備を設置した者に対し、その設備が第十一条の技術基準に適合しないため他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を与えると認めるときは、その妨害、危害又は損傷の防止又は除去のため必要な限度において、その設備の使用の停止又は改造、修理その他の措置を命ずることができる。

（許可の取消）

第十四条　郵政大臣は、第四条第四号若しくは第五号又は第九条第一項第五号若しくは第六号の許可に係る有線電気通信設備について、その設置又は接続を必要とする事由がなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

2　郵政大臣は、第四条第六号、第九条第一項第七号又は第十条第五号の許可に係る有線電気通信設備の設置の場所の全部が特定地域でなくなつた日から五年を経過したときはその許可を取り消すことができる。

（非常事態における通信の確保）

第十五条　郵政大臣は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、有線電気通信設備を設置した者に対し、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信を行い、又はこれらの通信を行うためその有線電気通信設備を他の者に使用させ、若しくはこれを他の有線電気通信設備に接続すべきことを命ずることができる。

2　郵政大臣が前項の規定により有線電気通信設備を設置した者に通信を行い、又はその設備を他の者に使用させ、若しくは接続すべきことを命じたときは、国は、その通信又は接続に要した実費を弁償しなければならない。

（有線電気通信の秘密の保護）

第十六条　有線電気通信（公衆電気通信法第五条第一項の通信たるものを除く。）の秘密は、侵してはならない。

（聴聞）

第十七条　郵政大臣は、第十四条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、当該処分に係る者に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（異議の申立）

第十八条　この法律又はこの法律に基く命令の規定による郵政大臣の処分に不服がある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その理由を記載した書面をもつて、郵政大臣に異議の申立をすることができる。

2　郵政大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開の聴聞をした後文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

（準用規定）

第十九条　第十一条から第十三条まで及び前条の規定は、有線電気通信設備以外の設備であつて、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、信号を行うための設備に準用する。この場合において、第十二条第一項、第十三条及び前条中「郵政大臣」とあるのは、「郵政大臣（鉄道事業及び軌道事業の用に供する設備にあつては、運輸大臣、政令で定める設備にあつては、政令で定める行政機関）」と読み替えるものとする。

（国に対する適用）

第二十条　この法律の規定は、第十七條、第十八条及び次条から第二十六条までの規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（罰則）

第二十一条　有線電気通信設備を損壊し、これに物名を接触し、その他有線電気通信設備の機能に障害を与えて有線電気通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条　第十条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十三条　第十六条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2　有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十四条　第二十一条及び前条の未遂罪は、罰する。

第二十五条　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第四条又は第八条の規定に違反して有線電気通信設備を設置した者

二　第六条第一項又は第九条第三項の許可を受けなければならない事項を許可を受けないでした者

三　第九条第一項の規定に違反して有線電気通信設備を接続した者

四　第十三条（第十九条において準用する場合を含む。）又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者

第二十六条　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第三条第一項若しくは第二項、第六条第二項又は第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十二条第一項（第十九条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十二条第一項（第十九条において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十二条及び前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附　則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法

（有線電気通信法及び公衆電気通信法の施行期日）

第一条　有線電気通信法（昭和二十八年法律第　号。以下「有線法」という。）及び公衆電気通信法（昭和二十八年法律第　号。以下「公衆法」という。）は、昭和二十八年八月一日から施行する。

（電信線電話線建設条例等の廃止）

第二条　左の法律は、廃止する。

電信線電話線建設条例（明治二十三年法律第五十八号）

電信法（明治三十三年法律第五十九号）

電信電話料金法（昭和二十三年法律第百五号）

（共同して設置した有線電気通信設備）

第三条　有線法の施行の際現に旧電信法第二条第二号、第三号又は第五号の規定により二人以上の者が共同して設置している有線電気通信設備は、有線法の施行の日において同法第四条第四号又は第六号の許可を受けたものとみなす。

（鉱業特設電話）

第四条　有線法の施行の際現に旧鉱業特設電話規則（明治三十八年逓信省令第八十四号）の規定により施設している鉱業特設電話は、有線法の施行の日において従前の専用者たる鉱業者が設置したものとみなす。この場合において、専用者たる鉱業者が二人以上あるときは、同法第四条第四号の許可があつたものとみなす。

（公衆通信の用に供されている有線電気通信設備又は無線局）

第五条　公衆法の施行の際現に旧電信法第三条第一項の規定により公衆通信の用に供されている有線電気通信設備を設置している者又は旧無線電信法（大正四年法律第二十六号）第六条第一項の規定により公衆通信の用に供されている無線局を開設している者は、公衆法の施行の日から三月間は、その現に公衆通信の用に供されている有線電気通信設備又は無線局について、その現に公衆通信の用に供されている体様と同一の体様をもつて、同法第八条第一号の規定による委託を受けているものとみなす。但し、その者と日本電信電話公社（以下「公社」という。）との間に契約により別段の定をしたときは、この限りでない。

（構内交換電話となる接続電話機）

第六条　公衆法の施行の際現に旧電話規則の一部を改正する省令（昭和二十五年電気通信省令第二号）附則第二項但書の規定により接続電話機の取扱を受けている私設電話又は市内専用電話の設備であつて、加入電話の電話回線が収容されている交換設備の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分）又はこれに準ずる区域（その区域が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分）にある電話機でその交換設備に収容されているものに係る部分は、公衆法の施行の日において、同法第二十六条第一項第三号の構内交換電話となつたものとみなす。

2　前項に規定する設備については、公衆法第百五条第四項前段の規定は、適用しない。

（準法人）

第七条　公衆法の施行の際現に旧電話規則（昭和十二年逓信省令第七十三号）第六条第二項の規定により社寺、学校、組合又は団体であつて、法人でないもの（以下「準法人」という。）が加入者となつている加入電話については、公衆法の施行の日から六月以内は、同法第二十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　前項に規定する加入電話については、公衆法の施行の日から六月を経過した日に、旧電話規則第六条第三項の規定によりその準法人の代表者として届け出てある者が加入者となつたものとみなす。

（電話機等の設置場所）

第八条　公衆法の施行の際現に旧電話規則第四条ノ二但書の規定により公衆法第二十八条第一項に規定する場所以外の場所に設置されている単独電話若しくは共同電話の電話機又は構内交換電話の交換設備の設置の場所については、同法の施行の日から六月以内は、なお従前の例による。

（旧電話規則により受理された加入申込）

第九条　旧電話規則（明治三十九年逓信省令第二十五号）の規定により受理された加入申込であつて、公衆法の施行前に加入電話が設置されるに至らなかつたものについては、同法の施行後も、なお従前の例による。

2　公社は、公衆法の施行の日から六月以内に、少くとも三回の公告をもつて、前項に規定する加入申込に係る権利を有する者に対し、最後の公告の日から一年以内にその請求の申出をすべき旨を催告しなければならない。

3　公社は、知れている権利者には、各別にその申出を催告しなければならない。

4　第一項に規定する加入申込に係る権利を有する者が第二項の期間内に申出をしないときは、その権利は、その期間の満了の日に消滅する。

5　公社は、公衆法第三十条第三項の規定により優先的に承諾した加入申込に係る加入電話の設置に支

障を及ぼさない限度において、第二項の期間内に申出があつた加入申込に係る加入電話をなるべくすみやかに設置するようにしなければならない。

（加入電話の特別負担）

第十条　公社は、昭和三十一年三月三十一日までは、普通加入区域内における加入電話の設置について加入申込があつた場合において、その加入電話の設置のため新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえるときは、加入申込をした者がその超過額を負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

2　前項の規定は、普通加入区域内における加入電話の種類の変更の請求又は普通加入区域内の場所に加入電話の設置の場所を変更すべきことの請求があつた場合に準用する。

3　公衆法第三十二条第二項及び第五項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一条　公社は、昭和三十一年三月三十一日までは、特別加入区域内又は加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつた場合において、その加入電話の設置のため普通加入区域内において新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえるときは、加入申込をした者が公衆法第三十二条第一項の規定による負担をする外、その超過額を負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

2　前項の規定は、特別加入区域内若しくは加入区域外における加入電話の種類の変更の請求又は特別加入区域内若しくは加入区域外の場所に加入電話の設置の場所を変更すべきことの請求があつた場合に準用する。

3　公衆法第三十二条第二項及び第五項の規定は、前二項の場合に準用する。

（戦災電話の復旧等）

第十二条　公衆法施行の際現に戦災により滅失している加入電話（以下「戦災電話」という。）の加入者は、公社がその請求により同法の施行の日から昭和三十一年三月三十一日までの間に普通加入区域内においてその加入電話の復旧工事を完了した場合において、その復旧工事のため新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえたときは、公社が定める期日までに、その超過額を支払わなければならない。

2　前項の加入者が同項の規定による支払をしないときは、公社は、同項の加入電話に係る加入契約を解除することができる。

3　戦災電話の加入者は、第一項の規定により支払うべきこととなる額のうち物件又は労務の費用に相当する部分については、あらかじめ物件又は労務を提供してその支払に代えるべき旨の請求をすることができる。この場合において、公社は、業務の遂行上支障がないと認めるときは、その請求に応じなければならない。

4　公衆法第三十二条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

第十三条　戦災電話の加入者は、公社がその請求により特別加入区域内又は加入区域外においてその加入電話の復旧工事を完了したときは、公社が定める期日までに、その復旧工事のため普通加入区域外において新たな線路を設置するための費用であつて、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い計算したものを支払わなければならない。

2　昭和三十一年三月三十一日までは、前項の場合において、普通加入区域内において新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえるときは、前項の加入者は、同項の規定による支払をする外、公社が定める期日までに、その超過額を支払わなければならない。

3　戦災電話の加入者は、公社がその請求により特別加入区域内又は加入区域外においてその復旧工事を完了した場合において、第一項の規定による支払又は公衆法第三十二条第一項の規定による負担があつた線路（設置の後五年以上経過したものを除く。）の全部又は一部を利用してその復旧工事を完了したときは、公社が定める期日までに、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、その線路について第一項の規定による支払又は公衆法第三十二条第一項の規定による負担があつた額（当該電話取扱局に収容される加入電話に係る加入者でなくなつた者の支払又は負担に係る額を除く。）の一部を支払わなければならない。

4　前条第二項及び第三項の規定は、前三項の場合に準用する。

5　公衆法第三十二条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

6　公衆法第三十二条第四項の規定は、第三項の場合に準用する。

第十四条　公衆法第三十二条第三項から第五項までの規定は、特別加入区域内若しくは加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつた場合又は特別加入区域内若しくは加入区域外において加入電話の種類の変更の請求があつた場合において、前条第一項の規定による支払をさせた線路（設置の後五年以上経過したものを除く。）の全部又は一部を利用してその加入電話の設置又は加入電話の種類の変更を行う場合に準用する。

（十一級局等の加入電話の種類の変更）

第十五条　公社は、公衆法の施行の日から二年以内は、十一級局又は十二級局たる電話取扱局の運営が著しく不経済である場合において、その電話取扱局を廃止し、これに収容されていた加入電話をもよりの電話取扱局に収容するときは、単独電話（その交換が転換器によつて行われるものに限る。）を共同電話に変更することができる。

（甲種増設電話機の交換取扱者）

第十六条　公衆法の施行の際現に旧電話規則（昭和十二年逓信省令第七十三号）第四十条第一項の規定により甲種増設電話機の交換取扱者としての資格の認定を受けている者は、公衆法の施行の日において、現にその交換に従事している構内交換設備の種類に従い、同法第五十一条第一項の認定を受けたものとみなす。但し、同法の施行の日の前日まで引き続き三年以上当該認定に係る交換に従事しなかつた者については、この限りでない。

（公衆法の施行前の料金）

第十七条　公衆法の施行前に納付し、又は納付すべきであつた公衆電気通信役務の料金については、旧電信法第十八条から第二十条まで（旧無線電信法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定は、公衆法の施行後も、なおその効力を有する。

（旧電信線電話線建設条例の規定により使用する土地等）

第十八条　公衆法の施行の際現に旧電信線電話線建設条例の規定により公社が使用している土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）については、公衆法の施行の日において、その土地等にある電柱又は地下ケーブルが残存する期間を存続期間として、同法第八十一条第一項の規定による使用権が設定されたものとみなす。

2　前項に規定する土地等に係る公

衆法第九十条第一項の対価は、各事業年度分を毎事業年度に支払うものとする。

（水底電信線路又は水底電話線路の区域）

第十九条　公衆法の施行の際現に旧電信法第四十条第一項の規定により指定されている区域については、公衆法の施行の日において同法第百一条第一項の規定による保護区域の指定があつたものとみなす。但し、その水底線路から千メートル（河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川並びに同法第五条の規定により同法の規定を準用する水流、水面及び河川については、五十メートル）をこえる区域については、この限りでない。

（構内交換設備の保存）

第二十条　公衆法の施行の際現に加入者が設置し、公社が保存している構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備の保存は、公社が行うものとする。但し、同法第百五条第一項の規定の適用を妨げない。

2　公衆法の施行の際現に加入者が設置し、公社が保存している電話機及びその附属設備であつて、前項に規定するもの以外のものの設置については、当該電話機及び附属設備の存続する期間中は、なお従前の例による。

（構内交換設備に接続される私設有線設備）

第二十一条　公衆法の施行の際現に旧電話規則の一部を改正する省令（昭和二十五年電気通信省令第二号）附則第二項但書の規定により接続電話機の取扱を受けている私設電話の設備は、第六条第一項の規定により構内交換電話となつたものとみなされるものを除き、公衆法第百六条第二号の規定により接続したものとみなす。

（損失補償）

第二十二条　公衆法の施行前に旧電信法第六条又は第七条に規定する事由によつて生じた損失の補償については、公衆法の施行後も、なお従前の例による。

（滞納処分）

第二十三条　公衆法の施行の際現に旧電信法第二十一条第一項（旧無線電信法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定により国税滞納処分の例により徴収している公衆電気通信役務の料金の徴収については、公衆法の施行後も、なお従前の例による。

（旧法の規定による処分等の効力）

第二十四条　第五条、第十六条、第十八条及び第十九条に規定する場合の外、公衆法の施行前に旧電信線電話線建設条例又は旧電信法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、公衆法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

（国税徴収法の改正）

第二十五条　国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ一第一項中「債権」の下に「（電話加入権ヲ除ク以下同ジ）」を加える。

（海底電信線保護万国連合条約罰則の改正）

第二十六条　海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五百円」を「十万円」に改め、同条第三項中「千円」を「十万円」に改める。

第二条中「二百円」を「五千円」に改める。

第三条中「千円」を「一万円」に改める。

第四条中「三百円」を「一万円」に改める。

（昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の改正）

第二十七条　昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七号を次のように改める。

七　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第　号）第十二条第一項

（電波法の改正）

第二十八条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2　公衆通信業務（無線設備を用いて他人の通信を媒介し、その他無線設備を他人の通信の用に供する業務であつて、政令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）を行うことを目的とする無線局は、日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社でなければ、開設することができない。但し、第十六条の二の許可を受けた場合及び政令で定める場合は、この限りでない。

第十六条の次に次の一条を加え、第十七条の見出しを削る。

（変更等の許可）

第十六条の二　免許人は、公衆電気通信法（昭和二十八年法律第　号）第八条及び第九条の規定による委託を受けようとするときは、無線局の目的の変更について、郵政大臣の許可を受けなければならない。

第五十九条中「無線通信」の下に「（公衆電気通信法第五条第一項の通信たるものを除く。以下第百九条において同じ。）」を加える。

第百八条の次に次の一条を加える。

第百八条の二　公衆通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持若しくは気象業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　前項の未遂罪は、罰する。

（土地収用法の改正）

第二十九条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十五号の二中「電信線電話線建設条例（明治二十三年法律第五十八号）」を「公衆電気通信法（昭和二十八年法律第　号）」に改める。

（電話設備費負担臨時措置法の改正）

第三十条　電話設備費負担臨時措置法（昭和二十六年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（旧電話規則により受理された加入申込に係る加入電話の設置の場合の負担）

第四条の二　有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法（昭和二十八年法律第　号）第九条第一項に規定する加入申込に係る権利を有する者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間にその加入申込に係る加入電話の設置を完了したときは、日本電信電話公社が定める期日までに、加入電話及び電話取扱局の種類ごとに二万五千円以内において政令で定める額を支払う外、加入電話及び電話取扱局の種類（政令で定めるものを除く。）ごとに四万円以内において政令で定める額の債券を引き受けなければならない。

2　第二条及び第三条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第五条を次のように改める。

（構内交換電話の加入申込の場合の負担）

第五条　構内交換電話（三十日以

内の加入期間を指定して加入申込をするものを除く。）の加入申込をした者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間に加入申込の承諾の通知を発したときは、第一条第一項の規定による支払及び債券の引受をする外、日本電信電話公社が定める期日までに、設備の種類ごとにその設置に通常要する費用の額以内において政令で定める額の債券を引き受けなければならない。但し、加入者がその構内交換設備及び内線電話機を設置する場合は、この限りでない。

2　第一条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第五条の次に次の三条を加える。

（構内交換設備の増設等の場合の負担）

第五条の二　構内交換電話への加入電話の種類の変更又は構内交換設備若しくは内線電話機（三十日以内の使用期間を指定して請求するものを除く。）の増設若しくは変更の請求をした加入者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間にその請求に応ずべき旨の通知を発したときは、日本電信電話公社が定める期日までに、設備の種類ごとにその種類の変更又は増設若しくは変更に通常要する費用の額以内において政令で定める額の債券を引き受けなければならない。但し、加入者がその構内交換設備又は内線電話機を設置する場合は、この限りでない。

2　前項の加入者が同項の規定による債券の引受をしないときは、日本電信電話公社は、同項の請求に応じないものとする。

（附属電話機の設置又は増設の場合の負担）

第五条の三　日本電信電話公社が定める附属的な電話機（三十日以内の使用期間を指定して請求するものを除く。以下「附属電話機」という。）の設置又は増設の請求をした加入者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間にその請求に応ずべき旨の通知を発したときは、日本電信電話公社が定める期日までに、その設置又は増設に通常要する費用の額以内において政令で定める額を支払わなければならない。

2　前項の加入者が同項の規定による支払をしないときは、日本電信電話公社は、同項の請求に応じないものとする。

第五条の四　日本電信電話公社は、前条第一項の規定による支払があつた附属電話機が設置又は増設の日から十年以内に左の各号の一に該当するに至つたときは、同項の規定により支払つた額から、その設置又は増設の日からその附属電話機が左の各号の一に該当するに至つた日までの期間（その期間に六月未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、六月以上一年未満の端数があるときは、その端数を一年として計算する。）一年につき同項の規定により支払つた額の十分の一に相当する額を控除した額を、その附属電話機が左の各号の一に該当するに至つた際における加入者に支払わなければならない。

一　加入者がその使用を廃止したとき。（当該附属電話機に係る加入契約が失効した場合を含む。）

二　日本電信電話公社がその使用を禁止したとき。

第六条を次のように改める。

（専用設備の端末機器の設置等の場合の負担）

第六条　第五条の二の規定は、専用設備の端末機器その他端末の設備（政令で定める期間以内の期間を指定して請求するものを除く。）の設置、増設又は種類の変更の場合に準用する。

第七条中「若しくは増設機械」を「、構内交換設備、内線電話機、附属電話機若しくは専用設備の端末機器その他端末の設備」に改める。

第三十一条　改正前の電話設備費負担臨時措置法第六条の規定は、改正前の同法第五条第一項の規定による支払があつた増設機械については、前条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。但し増設機械たる交換機及びこれにより加入電話の回線に接続される電話機にあつては、公衆法の施行の日から六月を経過した後及び加入者が次条第一項の規定により請求をした後は、この限りでない。

（債券の交付等）

第三十二条　公社は、公衆法の施行の日における構内交換電話の加入者又は専用者であつて、左の各号の一に該当するものに対しては、その請求により、債券（日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十二条第一項の規定により発行する電信電話債券であつて、郵政省令で定めるものをいう。以下同じ。）を交付し、又はそれぞれ各号に規定する支払に係る設備を無償で譲渡しなければならない。但し、国が専用者である場合は、この限りでない。

一　昭和二十六年七月一日以後公衆法の施行前に、加入電話の増設機械たる交換機又はこれにより加入電話の回線に接続される電話機に係る改正前の電話設備費負担臨時措置法第五条第一項の規定による支払をした加入者

二　昭和二十六年十一月一日以後公衆法の施行前に、旧電信電話料金法別表二、第四類　専用電話に関する料金、第一　市内専用電話料、一　設備料のうち電話機若しくは交換機に関するもの若しくは五　機械種類変更料のうち交換機に関するもの又は第二　市外専用電話料、三　端末設備料のうち電話機若しくは交換機に関するものの支払をした専用者

2　前項に規定する加入者又は専用者が公衆法の施行の日から六月以内に前項の規定による請求をしないときは、公衆法の施行の日から六月を経過した日に前項の規定による債券の交付の請求をしたものとみなす。

3　第一項の規定により交付すべき債券の額は、左の通りとする。

一　第一項第一号の加入者については、その支払をした額（その加入者が公衆法の施行前に、その加入電話の増設機械たる交換機若しくはこれにより加入電話の回線に接続される電話機（以下「増設機械」という。）の一部について改正前の電話設備費負担臨時措置法第六条の規定による支払を受けたときは、改正前の同法第五条第一項の規定により支払つた額のうちその増設機械の一部に係る額を控除した額）

二　第一項第二号の専用者に対しては、その支払をした額から、電話機にあつては一個について四千円（構外からの引込線不要のものにあつては千五百円）、交換機にあつては公衆法第六十八条第二項の規定により公社が郵政大臣の認可を受けて定める料金であつて、その交換機と同一の種類の構内交換設備の装置の料金に相当する額を控除した額

（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律の改正）

第三十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律

第一条中「電信電話料金法（昭和二十三年法律第百五号）」を「公衆電気通信法（昭和二十八年法律第　号）」に改める。

第二条中「増設機械」を「構内交換設備、内線電話機、附属電話機若しくは専用設備の端末機器その他端末の設備」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第一条の目的を遂行するためアメリカ合衆国の軍隊が設置する有線電気通信設備については、有線電気通信法（昭和二十八年法律第　号）の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の定めるところによる。

（旧法の罰則の適用）

第三十四条　公衆法及び有線法の施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、第二条、第二十六条及び第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

昭和二十八年六月二十七日印刷
昭和二十八年六月二十九日発行
参議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局